

第 2 0 8 回 役 員 会 議 事 次 第

I 日 時 令和5年10月31日（火）経営協議会終了後

II 場 所 オンライン会議

III 議 事

1 前回議事録の確認について

2 審議事項

- (1) 第4期中期目標・中期計画に係る中期目標期間終了時点の自己点検・評価結果
（令和4年度）について 【戦略課長】資料1
- (2) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書
（令和5年度）の公表について 【戦略課長】資料2
- (3) 教職課程センターの設置等に伴う関係規則等の整備について 【聴覚課長】資料3
- (4) 国立大学法人筑波技術大学顧問規程の制定について 【総務課長】資料4
- (5) 人事・給与関係規則等の一部改正について 【総務課長】資料5
- (6) 国立大学法人筑波技術大学会計規程の一部改正について 【財務課長心得】資料6
- (7) その他

3 報告事項

- (1) 新学部設置に向けた検討状況について 【学長・副学長】資料7
- (2) 令和4事業年度財務諸表の承認について 【財務課長心得】資料8
- (3) その他

IV 配付資料

- 資料1 第4期中期目標・中期計画に係る中期目標期間終了時点の自己点検・評価結果（令和4年度）について
- 資料1－2 第4期中期目標・中期計画における令和4年度 of 取組状況
- 資料2－1 令和5年度国立大学法人ガバナンス・コードの作成について
- 資料2－2 令和5年度_国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書
- 資料2－3 ガバナンス・コード全体版
- 資料3 教職課程センターの設置等に伴う関係規則等の整備について
- 資料4 国立大学法人筑波技術大学顧問規程の制定について
- 資料5 人事・給与関係規則等の一部改正について
- 資料6 国立大学法人筑波技術大学会計規程の一部改正について
- 資料7 新学部設置に向けた検討状況について
- 資料8 令和4事業年度財務諸表の承認について

次回予定 令和5年11月22日（水）教育研究評議会終了後～

第207回国立大学法人筑波技術大学役員会議事録（案）

I 日 時 令和5年9月20日（水）15：45～16：15

II 場 所 オンライン（Zoom）会議

III 出席者等

- ・出席者 石原学長（議長）、酒井（貢）理事、四日市理事、長島理事
- ・陪席者 鈴木（瑞）監事、鈴木（浩）監事、谷副学長、香田副学長、鈴木（拓）講師
- ・事務局 井手大学戦略課長（兼）総務課長、元井聴覚障害系支援課長、大滝視覚障害系支援課長、三村財務課長心得 他6名

IV 議 事

1 前回議事録の確認について

前回議事録は、原案のとおり確認された。

2 審議事項

（1）令和6年度大学機関別認証評価の受審について

井手大学戦略課長から、資料1-1～2により、令和6年度に大学機関別認証評価を受審すること、前回受審と同様、受審先を大学改革支援・学位授与機構とする旨説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

（2）内部質保証に係る規程の一部改正について

井手大学戦略課長から、資料2により、大学改革支援・学位授与機構が定める「大学機関別認証評価 自己評価実施要項」において新たに追加された分析項目及びその推進責任者を定めるために内部質保証に関する規程を一部改正する旨について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

（3）履修規程の改正について

大滝視覚障害系支援課長から、資料3により、保健科学部のカリキュラム改正のため履修規程を一部改正する旨説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3 報告事項

（1）新学部設置に向けた検討状況について

（2）その他

報告事項（1）については、石原学長から、本日開催した全学説明会においても、新学部設置に向けた検討状況について情報共有した旨の報告があった。

以 上

第4期中期目標・中期計画に係る中期目標期間終了時点の
自己点検・評価結果について（令和4年度）（案）

1. 趣旨

第4期中期目標期間においては、中期計画に係る年度計画及び業務実績報告書の作成が廃止されたが、本学においては中期計画の実施を推進し、新たに設けられた評価指標を着実に達成するため、毎年度、自己点検・評価を実施することとしている。

令和4年度の結果は「3. 自己点検・評価の状況」のとおり。

2. 評定区分

第4期中期目標期間に係る4年目終了時評価の際には、評価指標ごとに中期目標期間終了時の達成状況を見込んで以下の3区分で自己評価を行うため、毎年度の自己点検・評価においても同様に整理する。

- iii：達成水準を大きく上回ることが見込まれる
- ii：達成水準を満たすことが見込まれる
- i：達成水準を満たさないことが見込まれる

3. 自己点検・評価の状況

(1) 評価指標の達成状況

中期計画の事項	評定区分		
	iii	ii	i
教育研究の質の向上	2	13	0
社会との共創 (1)～(6)	(2)	(4)	(0)
教育 (7)～(13)	(0)	(7)	(0)
研究 (14)～(15)	(0)	(2)	(0)
業務運営の改善及び効率化 (16)～(23)	0	8	0
財務内容の改善 (24)～(27)	0	4	0
自己点検・評価及び情報提供 (28)～(32)	0	5	0
その他業務運営 (33)～(37)	1	4	0

(2) 特記事項（評定区分iiiの事項）

【教育研究の質の向上（社会との共創）】

- ・他の高等教育機関等で学ぶ聴覚・視覚障害学生の教育環境改善に資する取組として、年間延べ17,460人の関係者に教育・支援ノウハウを提供した。（評価指標4,000人以上）
- ・聴覚・視覚特別支援学校等で学ぶ児童・生徒に対する障害理解や高等教育に関する学修経験を年間延べ636人に提供した。（評価指標300人以上）

【その他業務運営】

- ・事務の効率化・簡素化を進めるとともに、機能の高度化を見据えた事務システムの構築・活用を推進するため、業務フローを踏まえて12件の業務を簡素化・縮減した。

(評価指標：毎年度5件以上)

以 上

第4期中期目標・中期計画における令和4年度の取組状況

iii:達成水準を大きく上回ることが見込まれる、ii:達成水準を満たすことが見込まれる、i:達成水準を満たさないことが見込まれる

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																				
【独自】	<p>【1-1】聴覚・視覚障害学生の活躍と成長を支える大学間連携基盤の構築(横断的支援) 本学がこれまでに構築してきた教育関係共同利用拠点「障害者高等教育拠点事業」や日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)等を軸に、全学の教職員が参画できる体制を構築し、高い専門性に根差した相談・支援の提供を継続・深化させる。 併せて、各種研修会開催や教材提供、教材作成支援、聴覚・視覚障害学生の教育・支援に関わる人々の交流機会確保等を進めることで、本学とともに、障害の有無にかかわらず等しく学べる大学づくりに取り組みめる人材を増加させ、大学の枠を超えて聴覚・視覚障害学生の活躍と成長を支える体制基盤を構築する。</p>	<p>(1)他の高等教育機関等で学ぶ聴覚・視覚障害学生の教育環境改善に資する取組状況(350名規模のシンポジウム)の継続開催などを通して、年間4,000名以上の関係者に教育・支援ノウハウを提供するとともに、利用者からの高い満足度を獲得する)</p> <table border="1" data-bbox="568 405 853 549"> <tr><td>350名規模のシンポジウム実施</td></tr> <tr><td>R4 1,387名(延べ人数)</td></tr> <tr><td>R5</td></tr> <tr><td>R6</td></tr> <tr><td>R7</td></tr> <tr><td>R8</td></tr> <tr><td>R9</td></tr> </table> <p>年間4,000名以上へ提供</p> <table border="1" data-bbox="568 549 853 692"> <tr><td>R4 17,460名(延べ人数)</td></tr> <tr><td>R5</td></tr> <tr><td>R6</td></tr> <tr><td>R7</td></tr> <tr><td>R8</td></tr> <tr><td>R9</td></tr> </table> <p>(2)取組実績・利用者評価を踏まえた改善状況(見直しが必要とされた事項に対する改善率を95%以上に保つ)</p> <table border="1" data-bbox="568 772 763 916"> <tr><td>改善率95%以上</td></tr> <tr><td>R4 -</td></tr> <tr><td>R5</td></tr> <tr><td>R6</td></tr> <tr><td>R7</td></tr> <tr><td>R8</td></tr> <tr><td>R9</td></tr> </table>	350名規模のシンポジウム実施	R4 1,387名(延べ人数)	R5	R6	R7	R8	R9	R4 17,460名(延べ人数)	R5	R6	R7	R8	R9	改善率95%以上	R4 -	R5	R6	R7	R8	R9	<p>本計画では、より質の高い相談・支援を、多くの大学に届けるとともに、支援ノウハウを習得した人材を増加させることで、障害学生に対する支援体制の強化を目指している。こうした取組は、一つの指標により良し悪しを測定できるものではないため、以下に示すようなアウトプットとしての「取組実績」と、アウトカムとしての「利用者の評価」等のデータに基づき、総合的に取組の効果を判断するとともに、利用者による満足度向上を目指して、継続的に改善を続ける形とすることが適当と考えた。</p> <p>[取組実績] 本学により教育・支援を提供した障害学生・大学機関数／本学により教育・支援ノウハウを伝えた支援者・関係者・所属大学機関数／本学の持つ教育・支援ノウハウを伝えるために起こしたアクションの数／アクセシブルメディア変換サービス(点訳、電子化)数など [利用者の評価] 利用者による満足度評価／本事業が利用者に与えた影響／本事業の結果、生み出されたアクションの数など</p> <p>・350名規模の考え方:聴覚障害学生が在籍している大学約500校(JASSO, 2020)の約7割=350を基準に設定 ・年間4,000名の考え方:聴覚・視覚障害学生が在籍している大学約800校(JASSO, 2020)の5倍=4000を基準に設定</p>	<p>(1)シンポジウム開催、教育・支援ノウハウの提供 ○第18回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム 延べ1,387名 【内訳】 企画1:482名、企画2:443名、企画3:245名、コンテスト:74名、ミニ企画(5件):143名 ○教育・支援ノウハウの提供者数 延べ17,460名 【内訳】 ・T-TAC、拠点事業、メディア変換事業 本学により教育・支援を提供した障害学生・大学機関数:2,337名、274機関 本学により教育・支援ノウハウを伝えた支援者・関係者・所属大学機関数:5,026名、1,065機関 本学により教育・支援ノウハウを伝えた支援者・関係者・所属大学機関数(資料送付等):10,097名、197機関 本学の持つ教育・支援ノウハウを伝えるために起こしたアクションの数:660件 アクセシブルメディア変換サービス(点訳、電子化)数:87件、16機関</p> <p>(2)改善状況 ○中期目標期間初年度のため実績なし</p>	iii
350名規模のシンポジウム実施																									
R4 1,387名(延べ人数)																									
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
R9																									
R4 17,460名(延べ人数)																									
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
R9																									
改善率95%以上																									
R4 -																									
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
R9																									
	<p>【1-2】聴覚・視覚障害者の一生涯を見据えた障害理解、教育、キャリア発達及び職業実践力育成と共生社会実現のための支援基盤の構築(縦断的支援) 全国の聴覚・視覚障害児・者の修学モチベーションを高め、大学等への進学率を向上させることを目的として、本学が実施してきた特別支援学校を中心とした高大連携事業を推進するとともに、義務教育段階にある児童・生徒からその保護者までを対象に、早期からの障害理解、高等教育への理解を広める活動を実施する。 また、本学卒業生を中心とした聴覚・視覚障害社会人の就労支援を継続・発展させ、リカレント</p>	<p>(3)聴覚・視覚特別支援学校等で学ぶ児童・生徒及びその保護者に対して修学のモチベーションを向上させる取組状況(障害理解や高等教育に関する学修経験を年間300名以上の児童・生徒に提供する)</p> <table border="1" data-bbox="568 1043 853 1187"> <tr><td>年間300名以上の児童・生徒へ提供</td></tr> <tr><td>R4 636名</td></tr> <tr><td>R5</td></tr> <tr><td>R6</td></tr> <tr><td>R7</td></tr> <tr><td>R8</td></tr> <tr><td>R9</td></tr> </table>	年間300名以上の児童・生徒へ提供	R4 636名	R5	R6	R7	R8	R9	<p>本計画では、高等教育の意義を全国の聴覚・視覚障害児・者に届けることによる特別支援学校における進学率の底上げ(聴覚・視覚特別支援学校:20%程度、一般校50%以上)及び聴覚・視覚障害社会人のスキルアップ、キャリアアップ並びに共生社会基盤の構築を目指している。</p> <p>[高大連携] 高等教育理解に資する取組として、高大連携事業(小学部、中学部も含む)等による交流や保護者への説明会、相談会の開催等、高等学校以下の障害のある子供を対象とする支援事業を実績データとして積み上げ、これらの実施人数を指標として設定する。</p>	<p>(3)高大連携 ○児童・生徒への学修経験の提供 延べ636名 【内訳】 ・聴覚関係 延べ430名 大学説明会等:130名、大学・授業見学会等(個別対応):45名、ミニ説明会等:255名 ・視覚関係 延べ206名 進学ガイダンス・大学説明会・オープンキャンパス:100名、ミニ説明会:12名、鍼灸学専攻出前授業:65名、理学療法専攻出前授業:8名、情報システム学科出前講座:21名</p>	iii													
年間300名以上の児童・生徒へ提供																									
R4 636名																									
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
R9																									

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																												
【独自】	<p>教育の実施によるスキルアップやキャリアアップに資する学びの場を提供し、セルフアドボカシースキル※などの職業実践力を育成する。さらに、障害者雇用を推進する事業所等への情報保障支援技術ノウハウ等の提供、企業や就労支援機関との協働による障害理解啓発を促進することに加え、様々な社会貢献プロジェクトの実施等を通して、真の共生社会を実現するための体制基盤を構築する。</p> <p>※「セルフアドボカシースキル」 自らの機能的障害に関連する社会活動参加上の制限、制約(ハンディキャップ)を認識し、これに対処するための自己の意識や能力を高め、ハンディキャップを軽減するために周囲にはたらかけていく知識と技術を培うこと。</p>	<p>(4)聴覚・視覚障害者社会人への学びの場の提供、障害理解や社会貢献プロジェクトの実施に関する取組状況(リカレント教育や情報保障システムの利活用などについて、受講者及び利用者からの評価に基づく改善を実施し、この取組に対する総合的な評価において<u>5点満点で平均4.0以上の水準を達成する</u>)</p> <table border="1" data-bbox="571 359 846 646"> <tr><td colspan="2">5点満点で平均4.0以上(リカレント教育)</td></tr> <tr><td>R4</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">5点満点で平均4.0以上(情報保障システム)</td></tr> <tr><td>R4</td><td>-</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	5点満点で平均4.0以上(リカレント教育)		R4	4.3	R5		R6		R7		R8		R9		5点満点で平均4.0以上(情報保障システム)		R4	-	R5		R6		R7		R8		R9		<p>[リカレント教育、社会貢献に関する取組] 聴覚・視覚障害者へのリカレント教育の実施内容、本学が開発した情報保障システム(T-TAC Captionシステム、captiOnlineシステム、ISeeプロジェクト、手話ガイド育成支援など)を活用した教育研究の実践等に対して、事業参加者からの意見等の聴取及び利活用数などの集計データとして継続的に積み上げ、これらの取組実施数や改善状況を指標として設定する。</p> <p>・年間300名以上の考え方: 全国の特別支援学校で学ぶ聴覚・視覚障害者の年間の大学進学者数約120名の約2.5倍に設定</p>	<p>(4)リカレント教育、情報保障システム ○リカレント教育全体に係る総合的な評価 平均<u>4.3</u>(5段階評価) 【内訳】 ・文部科学省「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」 聴覚プログラム <u>4.2</u>(17名) とても満足(8)、やや満足(6)、どちらとも(1)、やや不満(2)、不満(0) 視覚プログラム <u>4.4</u>(14名) とても満足(7)、やや満足(6)、どちらとも(1)、やや不満(0)、不満(0) ・日本財団「聴覚障害者のためのキャリアサポートセンター」設置事業 聴覚障害のある社会人のための情報交換会 第1回 <u>4.2</u>(24名)、第2回 <u>4.5</u>(10名)、第3回 <u>4.6</u>(17名)、第4回 <u>4.0</u>(42名) 応用情報技術者試験対策講座 <u>4.3</u>(30名) TOEIC試験対策講座 <u>4.6</u>(13名) 英文ビジネスメールの書き方 <u>4.3</u>(8名) ネットワークセキュリティの基礎講座 <u>4.0</u>(33名) ビジネスマネジメントの基礎講座 <u>4.5</u>(38名)</p> <p>○情報保障システムの利活用者からの総合的な評価 令和5年度からの実施に向け、実施方法等を検討中</p>	ii
5点満点で平均4.0以上(リカレント教育)																																	
R4	4.3																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	
5点満点で平均4.0以上(情報保障システム)																																	
R4	-																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	
【独自】	<p>[1-3]聴覚・視覚障害者スポーツを通じた大学・地域連携と障害者の社会参加支援 本学がこれまでに構築してきた、聴覚・視覚障害者スポーツに関する教育・研究のノウハウを生かして、他の高等教育機関や地方自治体等からの相談受付、支援の提供を継続するとともに、聴覚・視覚障害者スポーツに関わる人材育成に貢献する。 また、聴覚・視覚障害のみならず、すべての障害者の社会参加実現のために、スポーツを通して障害の有無にかかわらず共に取り組むことができる基盤を構築する。</p>	<p>(5)全ての障害者への社会参加支援のためのスポーツ環境の構築に関わる取組状況(障害当事者及び指導員に対して<u>年間300名以上</u>を対象に提供する。ただし、本計画は身体的接触を伴う学びの要素が強いため、4期の3年目からの評価指標とし、2年目まではオンラインでの対応と3年目以降に向けた準備を実施する)</p> <table border="1" data-bbox="571 837 846 965"> <tr><td colspan="2">年間300名以上を対象に提供</td></tr> <tr><td>R4</td><td>(834名)</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	年間300名以上を対象に提供		R4	(834名)	R5		R6		R7		R8		R9		<p>障害者がスポーツに関わる割合は、健常者に比べ非常に低い(障害者:約25%、健常者:約60%)ことから、本計画では障害があってもスポーツに積極的に関わることの出発場の提供並びにそれを支援する人材の育成を目指している。さらに、地方自治体、地域団体等との連携による障害者スポーツを通じての社会貢献活動への取組を推進し、パラリンピック・デフリンピック等のトップレベルを始めすべての障害者を対象とする障害者スポーツイベントへの企画参加・協力により、インクルーシブな社会の環境整備へとつなげる。</p> <p>[取組内容] ・他の高等教育機関や地方自治体等からの相談、支援 ・他大学等での障害スポーツへの教育環境改善に資する取組 (障害者スポーツに関するノウハウで指導した学生数及び機関数/障害者スポーツに関するノウハウで指導した指導員/研究成果の発信数(情報保障関係の研究も含め)など) ・聴覚・視覚障害以外の障害を含めた障害者スポーツに対する支援事業への取組 (本学が主催する障害者スポーツイベント、スポーツ教室や、他の団体から依頼される取組への参加者、協力者数/障害者スポーツを通じた社会参加者(国際大会(パラリンピック、デフリンピック)への協力者等)数など)</p>	<p>(5)障害者スポーツ ○障害当事者及び指導員に対する提供 <u>延べ834名</u> 【内訳】 ・障害者スポーツ指導者講習会(オンライン) 参加者: <u>33名</u> ・国際ろう者スポーツ委員会会長Kosa氏講演会 参加者: <u>140名</u> ・第15回三大学連携 障がい者のためのスポーツイベント 参加者: <u>70名</u> ・スポーツ用具の貸出 20件 ・アスリート講演会 参加者: <u>184名</u> ・研究成果発信(日本体育・スポーツ・健康学会第72回大会) 参加者: <u>50名</u> ・障害者スポーツ指導者人材育成 参加者: <u>181名</u> ・他大学学生への障害者スポーツ啓発講義 参加者: <u>176名</u></p>	ii														
年間300名以上を対象に提供																																	
R4	(834名)																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価														
【独自】	<p>【1-4】健康生成型医療の地域展開と障害者の社会参加推進 鍼灸・あん摩マッサージ指圧、リハビリテーションなど健康生成型の医療に取り組む本学の「東西医学統合医療センター」において、地方自治体、他の地域医療機関等との連携を図るとともに、健康維持への啓発を目的とした公開講座の実施や本学学生・研修生との交流などを通して、地域の医療需要に応じた取組を推進する。また、あん摩・鍼灸の国家資格を有する視覚障害者を対象とした臨床リカレント教育を、オンライン等を活用しつつ実施することにより、障害のある医療系人材の養成に貢献する。</p>	<p>(6)以下に掲げるアンケートによる高い水準の満足度(東西医学統合医療センターの研修修了者アンケート/リカレント教育事業終了時の参加者アンケート/公開講座終了時の受講者アンケート/東西医学統合医療センター利用者のアンケート)により、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する)</p> <table border="1" data-bbox="577 336 840 480"> <tr><td>5点満点</td><td>で平均4.0以上</td></tr> <tr><td>R4</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	5点満点	で平均4.0以上	R4	4.7	R5		R6		R7		R8		R9		<p>・公開講座を定期的に開催し、地域医療への貢献、企業等への健康経営への貢献度を調査の上、評価する。その際、講座の開催回数、参加人数、また、講座参加者へのアンケートを実施し、満足度を数値化することを評価指標として設定した。</p> <p>・健康生成型医療をリードできる人材の育成、障害の有無を越え、誰もが安心して働くことができる社会への貢献を評価するため、特に、企業等にヘルスキーパーに就職した卒業生、病院勤務となった卒業生を追跡調査することにより、企業の健康経営への貢献度、病院勤務者の地域医療への貢献度の指標とする。</p>	<p>(6)東西医学統合医療センター ○医療センター全体に係る総合的な評価 平均4.7(5段階評価)(未実施2件) 【内訳】 ・研修修了者アンケート 研修生21名(施術18名、リハ1名、重複2名)視覚障害者9名 アンケート項目を検討し、令和5年度から実施予定 ・リカレント教育事業(27名(全て視覚障害者)受講、5ヶ月間)(4再掲) 視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師が開業するための基礎をつくるプログラム 4.4(14名) とても満足(7)、満足(6)、普通(1)、やや不満(0)、不満(0) ・公開講座 糖尿病公開講座 今日から自宅で始められる糖尿病の運動療法(一般対象、4名受講) 5.0(4名) とても満足(4)、満足(0)、普通(0)、やや不満(0)、不満(0) この一日で臨床をイメージ!首・肩こりの鍼治療(初学者対象、6名(視覚障害者1名)受講) 4.8(5名) とても満足(4)、満足(1)、普通(0)、やや不満(0)、不満(0) ・利用者アンケート アンケート項目を検討し、令和5年度から実施予定</p>	ii
5点満点	で平均4.0以上																		
R4	4.7																		
R5																			
R6																			
R7																			
R8																			
R9																			
⑥	<p>【2-1】体系的で一貫性のある教育体制の整備及び全学的展開 医療系人材、工学系人材、デザイン系人材等の養成を基本としつつ、ディプロマポリシーに基づき、体系的で一貫性のある教育体制(教育組織、カリキュラム、授業実施体制等)の編成を推進する。編成に際しては、国際関係科目、聴覚・視覚障害以外の障害も含めた障害関係科目、データ・サイエンス科目、本学独自のプロジェクト型科目などを全学的に展開する。</p>	<p>(7)以下の取組による教育内容の改善・強化 ・国家資格等の取得に向け、付加的教育内容・手法を取り入れた「履修モデル」の構築 ・カリキュラムマップ等の再整備による学修成果の可視化 ・体験型学習(国際交流科目、プロジェクト型授業、インターンシップ、正課外活動等)の実施状況(全科目数の30%以上) ・データ・サイエンス科目の全学必修化</p> <table border="1" data-bbox="577 810 840 954"> <tr><td>体験型学習を全科目の30%以上</td></tr> <tr><td>R4</td><td>-</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> </table>	体験型学習を全科目の30%以上	R4	-	R5		R6		R7		R8		<p>聴覚・視覚障害学生各々の障害特性に応じた専門性の高い教育プログラムを構築し、さらに教学マネジメントに対応した教育内容の改善が明確化できる取組内容を指標とする。</p> <p>新たな学位プログラム等を設置したか、そしてプログラムの教育課程(新規開設科目と既存科目)と教育実施組織体制(人事的措置を視野に入れた科目担当教員の配置)の整備に関する状況が、この計画を評価するのに適切であると判断した。</p>	<p>(7)教育内容の改善・強化 ○産業技術学部 ・カリキュラムマップ等の再整備:統一された様式によるカリキュラムマップを作成済 ・データサイエンス科目の必修化:対応済 ○保健科学部 ・「履修モデル」の構築 ・カリキュラムマップ等の再整備 ・データサイエンス科目の必修化 令和6年度入学者対象の新カリキュラムにおいて対応することを目標に、内容を検討中。 ○両学部共通 ・体験型学修の実施状況 両障害系教務委員会において、令和5年度からのアンケートによる実施状況の把握に向け、対象にできる科目の条件も含め、調査項目を検討中。</p>	ii			
体験型学習を全科目の30%以上																			
R4	-																		
R5																			
R6																			
R7																			
R8																			
⑥	<p>【2-2】ダイバーシティ社会環境醸成に資する障害者人材養成のための新たな学位プログラム等の構築 聴覚・視覚障害学生が自己の障害を社会で生きていく際の強みとして捉え、障害者支援等の取組を通して真にインクルーシブな環境を整備していくことができる人材を養成する。このため、障害に関連する学問分野を中核とした異分野融合型の新たな学位プログラム等を構築する。</p>	<p>(8)ダイバーシティ環境に係る新たな学位プログラム等の設置状況(設置の有無及び設置プログラムの内容(障害に関連する学問分野、異分野融合の科目等の構成))</p>	<p>新たな学位プログラム等を設置したか、そしてプログラムの教育課程(新規開設科目と既存科目)と教育実施組織体制(人事的措置を視野に入れた科目担当教員の配置)の整備に関する状況が、この計画を評価するのに適切であると判断した。</p>	<p>(8)新たな学位プログラム等の設置状況 ○学内での検討及び文部科学省との協議を継続的に実施し、その結果を踏まえて、令和5年2月に全学教職員説明会において新学部の設置に向けて検討を進めていくことを発表し、構想の方向性を明確にした。</p>	ii														

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																																						
⑥	<p>【2-3】幅広い教養と専門性、能動的な学修姿勢を身に付けた人材の育成</p> <p>障害特性や個人差に対応するため、少人数教育を通して、「支援技術学」を通じての工学・デザイン学系分野、臨床実習を含む医療系分野など、幅広い教養と専門性を身に付けた人材を育成する。また、学生の能動的な学修姿勢を培うため、全ての分野、領域において、アクティブラーニング手法を用いた授業を実施するとともに、体験型学習(聴覚・視覚障害者のグローバル化を視野に入れた国際交流科目、聴覚・視覚障害学生が他大学の学生等と一緒に取り組むプロジェクト型授業、インターンシップ、その他正課外活動)を推進する。さらに、大学間交流協定締結校・機関との国際交流活動や高大接続を見据えた特別支援学校の学習支援活動など外部機関との取組については、オンライン方式を積極的に活用する。</p>	<p>(9)障害特性や個人差に対応するための教育の実施状況(100%実施)</p> <table border="1" data-bbox="584 248 842 392"> <tr><td colspan="2">障害特性等に対応する教育の実施100%</td></tr> <tr><td>R4</td><td>-</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> </table> <p>(10)アクティブラーニング手法を用いた授業の実施状況(全科目の80%以上)</p> <table border="1" data-bbox="584 488 842 632"> <tr><td colspan="2">アクティブラーニングを全科目の80%以上</td></tr> <tr><td>R4</td><td>-</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> </table> <p>(11)体験型学習(国際交流科目、プロジェクト型授業、インターンシップ、正課外活動等)の実施状況(全科目数の30%以上)</p> <table border="1" data-bbox="584 727 842 871"> <tr><td colspan="2">体験型学習を全科目の30%以上</td></tr> <tr><td>R4</td><td>-</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	障害特性等に対応する教育の実施100%		R4	-	R5		R6		R7		R8		アクティブラーニングを全科目の80%以上		R4	-	R5		R6		R7		R8		体験型学習を全科目の30%以上		R4	-	R5		R6		R7		R8		R9		<p>障害のある学生を対象とする本学においては、健常学生と同様に幅広い教養・知見を身に付けると同時に、各自の障害観、障害特性を踏まえた上で、卒業後の社会で活躍するための基礎的、汎用的能力を身に付ける必要がある。そのような視点での人材育成がはかられているかを検証するため、少人数教育(補習等を含む)と体験型学修の実施状況と成果について、以下の手順及び基準で評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの「授業における配慮」欄に障害特性や個人差への配慮事項を明記 ・配慮内容について不十分な記載のある教員については指導・改善を行う ・教育や取組の内容、方法、工夫等を調査、類型別に整理する。 ・調査結果をもとに取組へのフィードバック・改善を行う。 	<p>(9)障害特性や個人差に対応するための教育の実施状況</p> <p>○両障害系教務委員会において、令和5年度からのアンケートによる実施状況の把握に向け、対象にできる科目の条件も含め、調査項目を<u>検討中</u>。</p> <p>(10)アクティブラーニング手法を用いた授業の実施状況</p> <p>○両障害系教務委員会において、令和5年度からのアンケートによる実施状況の把握に向け、対象にできる科目の条件も含め、調査項目を<u>検討中</u>。</p> <p>(11)体験型学習の実施状況(7再掲)</p> <p>○両障害系教務委員会において、令和5年度からのアンケートによる実施状況の把握に向け、対象にできる科目の条件も含め、調査項目を<u>検討中</u>。</p>	ii
障害特性等に対応する教育の実施100%																																											
R4	-																																										
R5																																											
R6																																											
R7																																											
R8																																											
アクティブラーニングを全科目の80%以上																																											
R4	-																																										
R5																																											
R6																																											
R7																																											
R8																																											
体験型学習を全科目の30%以上																																											
R4	-																																										
R5																																											
R6																																											
R7																																											
R8																																											
R9																																											
⑬	<p>【3-1】障害の多様性に応じたきめ細かい対応の実現</p> <p>聴覚障害学生に対しては、学生の障害特性に応じた手話、口話、音声、筆談等のコミュニケーション手段の選択と併用、光によるチャイムや文字情報CATVモニターの各所配置、教材提示の工夫等、視覚障害学生に対しては、点字・拡大文字・録音資料等の配布、触図の活用、文字音声変換ソフトの活用、対象物に触れる機会の確保、点字ブロック及びガイドヘルプ等の、障害特性に即した配慮、支援を推進する。</p> <p>また、盲ろう学生をはじめとした重複障害学生、ジェンダーや国籍等に由来する多様なニーズに対応していくための取組の推進、相談の機能を強化する。さらに、FD・SD活動の強化を通して、教職員の障害及びダイバーシティに関する知識やコミュニケーション力、学習指導技術、障害補償技術等についての向上を図り、障害の多様性を踏まえたきめ細かい対応を実現する。</p>	<p>(12)障害の多様性を踏まえた対応状況についてとりまとめ、以下のような項目について学外の教育関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。</p> <p>(障害に配慮した環境の整備状況/障害特性に即した配慮、支援の実施状況/学生のコミュニケーション実態に即した授業情報の提供・情報保障支援の実施状況/多様なニーズに対応するための相談対応実績/FD・SD活動等の実施状況)</p> <table border="1" data-bbox="584 1126 842 1286"> <tr><td colspan="2">5点満点で平均4.0以上</td></tr> <tr><td>R4</td><td>-</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> </table>	5点満点で平均4.0以上		R4	-	R5		R6		R7		R8		<p>障害のある学生を対象とする本学においては、授業や学生生活を通して、障害に配慮した環境、コミュニケーション支援、情報保障支援を推進することで、学生が安心して学べる環境の整備につなげることができる。また、そのための教職員の意識、知識、技術の向上が重要であるため、FD・SD活動を充実させる。</p>	<p>(12)学外の教育関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価</p> <p>○評価指標の追加・上方修正による意欲的な評価指標への指定を<u>申請中</u>。評価指標としては、公的機関、サービス、イベント、災害時等におけるアクセシビリティ、バリアフリー環境の改善提案に関わる学生数を追加したほか、評価者を改善提案先の外部機関に改め、当該取組に対する評価を実施予定。</p>	ii																										
5点満点で平均4.0以上																																											
R4	-																																										
R5																																											
R6																																											
R7																																											
R8																																											

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																				
⑬	<p>【3-2】学生の目標達成意欲及び成長に関する意識啓発とその可視化 障害学生本人が自らの障害をどのように捉え、自身の生き方・あり方に対してどの程度肯定感を抱けているか、自らが目標を設定し、意欲を持ってそれを目指していけるかを可視化することで、本人のエンパワメント※につなげるとともに、大学生生活及び自身の成長に対する満足度の向上を促進する。</p> <p>※「エンパワメント」 障害者自身に力をつけて、彼らが自己決定することを可能とし、目前の課題に対して当事者が自身の置かれた状況に気づき、問題を発見または自覚し、自らの生活の調整と改善や周囲の環境を整えること。</p>	<p>(13)各種取組等に対する学生からの意識啓発に関する意見聴取</p> <p>5段階評価で平均3.7以上</p> <table border="1"> <tr><td>R4</td><td>—</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> </table> <p>3以上の回答80%以上</p> <table border="1"> <tr><td>R4</td><td>—</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> </table>	R4	—	R5		R6		R7		R8		R4	—	R5		R6		R7		R8		<p>教育の質保証を視野に、特に障害のある学生を対象とする本学においては、自らの障害観を踏まえ上での達成度・満足度を可視化し、よりきめ細かな教育支援を実現することが、学生本人の成長につながる。また、体験型学修、コンピテンシーテスト等を中心とした各種取組を受ける学生から評価することが重要であると考えた。学生からの意見聴取について、肯定的な意見を得るとともに、5段階評価において、平均3.7以上、3以上の回答80%以上を達成基準と考えている。</p>	<p>(13)各種取組等に対する学生からの意識啓発に関する意見聴取 ○両障害系教務委員会において、令和5年度からの学年終了時アンケートによる意見聴取の実施に向け、質問項目を検討中。</p>	ii
R4	—																								
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
R4	—																								
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
⑮	<p>【4-1】聴覚・視覚障害を中心とした障害者等の支援に関わる分野、工学分野、医療分野等に関する研究の推進と社会への還元 これまでに構築してきた研究支援体制を活用し、研究活動全般の底上げを進める。 その中で、特に移動支援やコミュニケーション支援が必要な聴覚・視覚障害者を中心とした障害者支援のため、情報保障支援等の技術開発、障害特性に配慮した教育手法や教材研究、キャリア発達支援等に関する研究を強化、推進する。</p>	<p>(14)令和3年度より運用している本学の教員評価における研究分野の業績数(運用を開始した令和3年度の実績に比して第4期末には10%増)</p> <p>R3実績33.2ポイントから10%増</p> <table border="1"> <tr><td>R4</td><td>32.8</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	R4	32.8	R5		R6		R7		R8		R9		<p>・本学で令和3年度から運用を開始した教員評価の研究分野の業績数を踏まえ、第4期の計画を達成するためには10%増を図る必要があるとして、研究に従事する時間の確保や研究環境の改善に配慮しつつ設定することとした。</p> <p>・本学では、聴覚・視覚障害者に対する情報保障支援をはじめ、障害者を取り巻く社会環境の改善に資する研究に取り組んでいる。このため、開発した研究成果を広く社会に公開し、その利活用を進めるとともに、以下の観点から実態を把握し、真に社会課題の解決につながっているかという視点で外部評価を受ける形が適当と考えた。</p>	<p>(14) 研究業績数の把握 ○教員評価の研究分野の評点(平均)32.8ポイント researchmapに掲載されている論文に基づいて研究業績数を把握しているため、より正確に実態を反映できるようにresearchmapへの登録を教員に促した(11月と2月の2回実施)。</p>	ii								
R4	32.8																								
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
R9																									
		<p>(15)聴覚・視覚障害者支援に資する研究成果及び開発した情報保障システム等の波及効果についてとりまとめ、学外の研究関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。</p> <p>5点満点で平均4.0以上</p> <table border="1"> <tr><td>R4</td><td>—</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	R4	—	R5		R6		R7		R8		R9		<p>[研究成果の例] 本学の研究成果として生み出された障害者支援システム・情報保障システム、障害特性に配慮した教育手法・教育実践ノウハウ・教材等 [波及効果、社会への還元] ・本学が開発した障害者支援システム・情報保障システム等の利活用実績及びその波及効果 ・本学が開発した教育手法・教育実践ノウハウ・教材等を用いた支援実績及びその波及効果 ・機関リポジトリ等による情報発信数</p>	<p>(15)聴覚・視覚障害者支援に資する研究成果及び開発した情報保障システム等の波及効果に係る評価 ○聴覚・視覚障害者支援に資する研究成果及び開発した情報保障システム等の波及効果 学内にどのような研究成果や開発したシステムの波及効果があったかを把握するため、研究者へのアンケートを令和5年度に実施する予定。 ○学外の研究関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価 評価者の選定や実施時期について、検討中。</p>	ii								
R4	—																								
R5																									
R6																									
R7																									
R8																									
R9																									

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																																										
②①	<p>【5-1】内部統制機能の強化 本学における内部統制システムの整備・運用について、適切なリスク管理、コンプライアンスの推進等のための取組を進め、ガバナンス体制を強化する。 また、監事へのサポート体制を充実し、個別の取組に対する監査を経ることで、ガバナンス体制の向上へとつなげる。</p>	<p>(16)リスクマップの精査及び管理・運営機能の改善に向けた検証(毎年度1回以上)</p> <table border="1" data-bbox="589 240 757 400"> <tr><td>毎年度1回以上</td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>1回</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table> <p>(17)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加</p> <table border="1" data-bbox="589 475 757 635"> <tr><td>R3実績</td><td>132名</td></tr> <tr><td>R4</td><td>126名</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table> <p>(18)監事との定期的な情報共有・意見交換の機会の増加(毎月1回以上)</p> <table border="1" data-bbox="589 710 757 869"> <tr><td>毎月1回以上</td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>15回</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	毎年度1回以上		R4	1回	R5		R6		R7		R8		R9		R3実績	132名	R4	126名	R5		R6		R7		R8		R9		毎月1回以上		R4	15回	R5		R6		R7		R8		R9		<p>内部統制機能の実質化、ガバナンス体制の基盤確保に資するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な危機管理の課題を把握するための「リスクマップ」を精査することで、改善に必要な取組(本学構成員の理解促進・意識向上、学内委員会等を通しての体制整備等)の実施へとつなげる ・学内委員会等における外部有識者等からの意見聴取の機会を増加させること(令和9年度までに、学内委員会等へ関与する外部有識者を年間延べ30人以上) ・ガバナンス機能の強化を見据えた監事との定期的な情報共有・意見交換の機会を増加させることを、取組の達成目標として設定する。 	<p>令和4年度の取組</p> <p>(16)リスクマップの精査及び管理・運営機能の改善に向けた検証 ○リスクマップの精査及び検証を行い、新型コロナウイルス感染症対策に関する事項を追加</p> <p>(17)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加 ○委員会及び経営協議会に係る外部有識者126名 【内訳】 ・各種委員会 延べ44名 研究倫理委員会延べ6名、利益相反委員会延べ6名、障害者高等教育研究支援センター運営協議会5名、遺伝子組み換え実験安全委員会1名、合理的配慮推進委員会1名、広報室1名、リカレント教育事業実施委員会延べ15名、基金管理運営委員会延べ9名 ・経営協議会における外部有識者の参画 延べ82名</p> <p>(18)監事との定期的な情報共有・意見交換の機会の増加 ○令和4年度実績15回 【内訳】 役員会14回、学長との意見交換1回</p>	ii
毎年度1回以上																																															
R4	1回																																														
R5																																															
R6																																															
R7																																															
R8																																															
R9																																															
R3実績	132名																																														
R4	126名																																														
R5																																															
R6																																															
R7																																															
R8																																															
R9																																															
毎月1回以上																																															
R4	15回																																														
R5																																															
R6																																															
R7																																															
R8																																															
R9																																															
②①	<p>【5-2】多様な専門的知見を取り入れた法人経営の実施 教育・研究・社会貢献の取組や法人としての管理・運営に関わる方針等の策定、その評価・検証、将来を見据えたその改善方策等の決定にあたっては、外部有識者の参加を含め、多様な意見が取り入れられる協議の場等を通じ、その意見を活用する。</p>	<p>(19)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="589 948 757 1107"> <tr><td>R3実績</td><td>132名</td></tr> <tr><td>R4</td><td>126名</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table> <p>(20)意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加</p> <table border="1" data-bbox="589 1182 757 1342"> <tr><td>R3実績</td><td>10件</td></tr> <tr><td>R4</td><td>13件</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	R3実績	132名	R4	126名	R5		R6		R7		R8		R9		R3実績	10件	R4	13件	R5		R6		R7		R8		R9		<p>外部有識者等学外からの意見聴取や人材活用等を通して、管理・運営の改善へとつなげるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会のみならず、本学の意思決定に関わる学内委員会等に学外者が関与し、協議等を行う機会を増加させること ・その際の提言等により、法人経営の改善につながった件数を増加させること <p>を、取組の達成目標として設定する。</p>	<p>(19)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加(17再掲) ○委員会及び経営協議会に係る外部有識者126名 【内訳】 ・各種委員会 延べ44名 研究倫理委員会延べ6名、利益相反委員会延べ6名、障害者高等教育研究支援センター運営協議会5名、遺伝子組み換え実験安全委員会1名、合理的配慮推進委員会1名、広報室1名、リカレント教育事業実施委員会延べ15名、基金管理運営委員会延べ9名 ・経営協議会における外部有識者の参画 延べ82名</p> <p>(20)意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加 ○取組件数13件 【内訳】 経営協議会(実績報告書関係3件、ガバナンス・コード関係2件、新学部構想関係4件、自己点検・評価関係4件)</p>	ii														
R3実績	132名																																														
R4	126名																																														
R5																																															
R6																																															
R7																																															
R8																																															
R9																																															
R3実績	10件																																														
R4	13件																																														
R5																																															
R6																																															
R7																																															
R8																																															
R9																																															

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																												
22	<p>【6-1】施設設備の全学的なマネジメントによる整備・共用の推進</p> <p>キャンパスマスタープラン、インフラ長寿命化計画等本学の設備整備に関する全学的な整備方針について、適切な見直しを図るとともに、これらを踏まえた保有資産の効率的活用、長寿命化のための性能維持・機能強化、聴覚・視覚障害学生をはじめ多様なニーズに配慮した取組を推進する。</p>	<p>(21)個別施設・設備のリスト化(経年・改善・更新状況等)及びその更新</p> <p>(22)キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定</p> <p>(23)施設設備の長寿命化等を見据えた省エネ化、効率的活用への取組状況(温室効果ガスの総排出量を原単位面積あたり毎年平均1.0%削減)</p> <table border="1" data-bbox="589 539 779 707"> <tr><td colspan="2">毎年平均1.0%減</td></tr> <tr><td>R4</td><td>1.7%</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	毎年平均1.0%減		R4	1.7%	R5		R6		R7		R8		R9		<p>インフラ長寿命化計画(個別施設計画)等を踏まえた、資産の効率的、合理的活用に資する施設設備の全学的なマネジメントを進めるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内の個別施設設備のリスト化等を通して実態の見える化を進め、構成員による情報共有を促進すること ・「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」の検証、「キャンパスマスタープラン」の見直しを踏まえ、令和4年度に「整備基本方針」を策定するとともに、中期目標・計画期間中の3年目、5年目を目途に、施設設備の整備状況等を助案の上、同方針を検証し、必要に応じその見直しを行うこと。 ・「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」に基づき、本中期目標期間中の本学事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を原単位面積あたり毎年平均1.0%削減するとともに、利用頻度の高い施設における照明のLED化を増加させること等により、省エネ化、効率的活用を促進すること <p>を、取組の達成目標として設定する。</p>	<p>(21)個別施設・設備のリスト化(経年・改善・更新状況等)及びその更新</p> <p>○空調設備のリストを作成した。次年度には、更新計画の検討を行い、公表することとする。その他の建物(建築等)、個別設備(電気・機械設備等)のリスト案(様式)を作成した。次年度には、各項目の更新状況及び今後の更新計画の検討を行い、公表することとする。</p> <p>(22)キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定</p> <p>○「インフラ長寿命化計画(行動計画)」の更新版を作成し、「整備基本方針」を作成した。</p> <p>(23)施設設備の長寿命化等を見据えた省エネ化、効率的活用への取組状況(温室効果ガスの総排出量を原単位面積あたり毎年平均1.0%削減)</p> <p>○温室効果ガスの総排出量1.7%削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月に31年を経過した重油式の春日地区共用棟ボイラーをガス方式に更新したことで温室効果ガス排出量0.56%削減(個別比)を図った。 ・令和5年1月及び2月に天久保、春日両キャンパスの外灯を水銀灯からLED灯への更新契約を行った。それにより、温室効果ガス排出量1.50%削減(個別比)を図った。 ・令和4年11月に令和3年度の温室効果ガスの総排出量抑制のための取組、実績を「環境報告書」として作成し、公表した。 ・令和4年12月に「国立大学法人筑波技術大学がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を作成し、公表した。 	ii														
毎年平均1.0%減																																	
R4	1.7%																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	
23	<p>【7-1】外部資金の獲得を含む財源の多様化・安定化</p> <p>本学の取組の根幹となる障害者支援について、その社会的な役割に対する理解を得るための取組や教育・研究実績の活用・普及のための取組を更に活性化することで、寄附金等の受入、保有資産・研究成果の活用等へとつなげることににより、財源の多様化、安定化を促進する。</p>	<p>(24)外部資金等受入件数(対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増)</p> <table border="1" data-bbox="589 866 831 1038"> <tr><td colspan="2">第3期平均73件から10%増</td></tr> <tr><td>R4</td><td>67件</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table> <p>(25)寄附金等受入促進のための取組強化(基金プロジェクト増加件数)</p> <table border="1" data-bbox="589 1102 831 1275"> <tr><td colspan="2">R3実績0件</td></tr> <tr><td>R4</td><td>1件</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	第3期平均73件から10%増		R4	67件	R5		R6		R7		R8		R9		R3実績0件		R4	1件	R5		R6		R7		R8		R9		<p>寄附金等の外部資金受入、保有資産・研究成果の活用等を通して、財源の多様化・安定化を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金、受託研究費等、寄附金・雑収入を増加させること ・本学の障害者支援に関する取組、保有資産・研究成果の活用を促進し、対外的にその成果の発信を活性化させることで、財源の確保、多様化につなげること ・寄附金(基金)獲得のためのプロジェクトの立案・実施、広報強化等を推進すること <p>を、取組の達成目標として設定する。</p>	<p>(24)外部資金等受入件数</p> <p>○令和4年度実績67件</p> <p>【内訳】 科研究費48件、奨学寄附金10件、受託研究4件、共同研究5件</p> <p>(25)寄附金等受入促進のための取組強化(基金プロジェクト増加件数)</p> <p>○令和4年度基金プロジェクト実績1件</p> <p>【R4.12.8】大学基金の寄附獲得のための勉強会 開催 (講師)認定ファンドレイザー 吉田富士江氏 (参加者)9名 (アンケート結果)参加者全員の寄附獲得に対する意識が向上し、プロジェクトの一環としての勉強会は有意義であった</p>	ii
第3期平均73件から10%増																																	
R4	67件																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	
R3実績0件																																	
R4	1件																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価
⑳	【7-2】学内資源配分の最適化 本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動等 に関わるコストの見える化、これを踏まえた効 率的・合理的な学内資源の活用、これらの活動 の成果・評価に基づく配分等を推進し、学内資 源配分の最適化を進める。	(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える 化	本学における取組や事業にかかるコストの見える化、効 率的・合理的な資源の活用等による資源配分の最適化 を図るため、 ・学内セグメント情報の精査等による予算活用実態の見 える化を推進すること ・「インセンティブの付与」「取組活性化へのモチベーシ ョンの付与」をより明確化し、取組への評価を踏まえたメリ ハリある資源配分を進めること	(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 ○半期決算及び外部公開用予算書の素案策定 ・半期決算の実施に向けて、フォーマットの素案を作成した。 ・令和4年度予算について、外部公開用予算書を作成した。来年度の財務レポート 等で決算情報とあわせて公開を予定している。	ii
		(27)学内資源配分にかかるインセンティブの精査	「インセンティブの付与」「取組活性化へのモチベーシ ョンの付与」をより明確化し、取組への評価を踏まえたメリ ハリある資源配分を進めること を、取組の達成目標として設定する。	(27)学内資源再配分にかかるインセンティブの精査 ○インセンティブの配分方法について精査した。今後学長裁量経費等を有効活用 することを想定していることから、今年度は予算の組替等を実施し、整理した。	ii
㉑	【8-1】自己点検・評価結果の可視化及び法人 経営への反映 本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動の 目的、内容、成果について、毎年度客観的な データ等に基づく検証を行い、経営協議会を含 む外部人材を交えた協議の場等において点 検・評価の上、その結果をわかりやすく公表す る。 さらに、その結果を踏まえた改善方策等をこ れらの取組に反映させるための体制を整備す る。	(28)毎年度評価のための活動等の検証	毎年度の適切な自己点検・評価の実施と結果の可視 化、法人経営へのその反映へとつなげるため、 ・自己点検・評価のための活動状況等を把握するための 報告・データ等をとりまとめること	(28)毎年度評価のための活動等の検証 ○令和3年度自己点検・評価書の公表に向け、学内のデータを取りまとめ、所定 の会議で検証を実施した。	ii
		(29)ステークホルダーとの協議機会の確保	・自己点検・評価の結果を公表するとともに、ステークホ ルダーと協議等を行う機会を増加させること ・その際の提言等により、法人経営の改善につながる取 組を増加させること	(29)ステークホルダーとの協議機会の確保 ○協議機会13回 【内訳】 経営協議会7回、リカレント教育事業実施委員会3回、障害者高等教育研究支援 センター運営協議会1回、保健科学部学生と学長の懇談会1回、卒業生と学長の 懇談会1回	ii
		(30)ステークホルダーごとの改善方策への取組件 数の増加 (毎年度複数の取組実施)	を、取組の達成目標として設定する。	(30)ステークホルダーごとの改善方策への取組件数の増加 ○取組件数13件 【内訳】 経営協議会(実績報告書関係3件、ガバナンス・コード関係2件、新学部構想関係4 件、自己点検・評価関係4件)	ii

R3実績	10件
R4	13件
R5	
R6	
R7	
R8	
R9	

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																								
24	<p>【8-2】ステークホルダーに対する情報発信及び連携強化 聴覚・視覚障害学生を受入対象とする本学において、障害者支援団体、地方自治体、民間企業、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校を含む教育機関等と培ってきた連携体制を更に強化・拡充するとともに、これらのステークホルダーそれぞれに応じたきめ細かな情報提供・理解促進を進め、本学に対する支援・協力へと結実させる。</p>	<p>(31)ステークホルダーごとの情報発信の促進(情報発信件数を第3期中期目標期間の年度平均値より20%増加)</p> <table border="1" data-bbox="568 268 931 531"> <tr> <td>R4:第3期平均5%増 Facebook:232件 Twitter:211件</td> <td>Facebook:265件 Twitter:280件</td> </tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr> <td>R9:第3期平均20%増 Facebook:265件 Twitter:241件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(32)情報発信による連携実績の件数(第3期中期目標期間の実績から倍増)</p> <table border="1" data-bbox="568 603 931 810"> <tr> <td>R4:第3期実績7件から2件増 9件</td> <td>10件</td> </tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr> <td>R9:第3期実績7件から倍増 14件</td> <td></td> </tr> </table>	R4:第3期平均5%増 Facebook:232件 Twitter:211件	Facebook:265件 Twitter:280件	R5		R6		R7		R8		R9:第3期平均20%増 Facebook:265件 Twitter:241件		R4:第3期実績7件から2件増 9件	10件	R5		R6		R7		R8		R9:第3期実績7件から倍増 14件		<p>ステークホルダーそれぞれに応じたきめ細かな情報提供、本学の取組への理解促進により、連携の強化へとつなげるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーに対する情報発信の件数及び相互交流の機会を増加させること・本学ホームページのコンテンツをステークホルダーごとに整理するとともに、来訪者のアクセス解析を実施、検証することにより、令和9年度の情報発信件数を第3期中期目標期間の平均値から増加させること ・オープンキャンパスや公開講座等の機会を活用し、本学ホームページに対するアンケート調査を実施し、閲覧者の満足度の把握、改善に向けた課題の検証につなげる ・障害者支援団体向けのコンテンツを充実させ、連携事業を毎年度複数実施するとともに、学内委員会等においてステークホルダーとしての意見を聴取する機会を設けるなど、その相互交流等により、法人経営の改善につながった件数を増加させること <p>を、取組の達成目標として設定する。</p>	<p>(31)ステークホルダーごとの情報発信の促進 ○ホームページ、SNSのアクセス解析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Facebook投稿…265件 ・Twitter投稿…280件 ・ウェブマガジン記事…11件 ・プレスリリース…11件 <p>※ホームページ掲載情報収集フォームを作成、運用の検討を継続中。</p> <p>(32)情報発信による連携実績の件数 ○学内の室や委員会への有識者の招へい10件 【内訳】 経営協議会、学長選考・監察会議、障害者高等教育研究支援センター運営協議会、基金管理運営委員会、研究倫理委員会、利益相反委員会、遺伝子組み換え実験安全委員会、合理的配慮推進委員会、広報室、リカレント教育事業実施委員会</p>	ii
R4:第3期平均5%増 Facebook:232件 Twitter:211件	Facebook:265件 Twitter:280件																												
R5																													
R6																													
R7																													
R8																													
R9:第3期平均20%増 Facebook:265件 Twitter:241件																													
R4:第3期実績7件から2件増 9件	10件																												
R5																													
R6																													
R7																													
R8																													
R9:第3期実績7件から倍増 14件																													
	<p>【9-1】事務効率化、機能高度化を見据えた業務運営及びデジタル化の推進 業務運営のための組織・体制、その機能・役割分担等の見える化及びその検証を行い、業務の効率化・簡素化を進めるとともに、機能の高度化を見据えた事務システムの構築・活用を推進する。 さらに、これらの取組とも関連させて、聴覚・視覚障害学生のためのアクセシビリティに十分配慮した情報保障システムの構築・運用を基本としつつ、情報環境の整備を進める。</p>	<p>(33)学内組織の機能見える化・集約化(業務フローの精査を毎年度実施)</p>	<p>業務の効率化、簡素化の推進及び機能の高度化を見据えた事務システム、情報システムを構築するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内組織の機能・役割を明確化し、見える化を図ること ・業務の実効性を向上させること ・業務のあり方を検証・再精査することで、業務内容の簡素化を図り、その量を縮減すること ・教務システム改善による情報入力業務の見直し、入試出願システムの稼働による簡素化等、業務の効率化、簡素化を踏まえた情報環境改善を推進すること 	<p>(33)学内組織の機能見える化・集約化 ○業務フローの精査を実施(196件改正) 【内訳】</p> <table border="1" data-bbox="1404 890 1603 1018"> <tr><td>・大学戦略課</td><td>6件</td></tr> <tr><td>・総務課</td><td>16件</td></tr> <tr><td>・財務課</td><td>2件</td></tr> <tr><td>・聴覚障害系支援課</td><td>95件</td></tr> <tr><td>・視覚障害系支援課</td><td>76件</td></tr> <tr><td>・監査室</td><td>1件</td></tr> </table>	・大学戦略課	6件	・総務課	16件	・財務課	2件	・聴覚障害系支援課	95件	・視覚障害系支援課	76件	・監査室	1件	ii												
・大学戦略課	6件																												
・総務課	16件																												
・財務課	2件																												
・聴覚障害系支援課	95件																												
・視覚障害系支援課	76件																												
・監査室	1件																												

①選択した 中期目標 大綱番号	③中期計画 (素案)	検証可能な評価指標	評価指標の設定理由	令和4年度の取組	中期目標期間 終了時を見込 んだ自己評価																												
25		<p>(34)事務の簡素化・縮減状況(業務フローを踏まえた縮減業務件数 毎年度5件以上)</p> <table border="1" data-bbox="577 248 741 411"> <tr><td>毎年度5件以上</td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>12件</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table> <p>(35)情報環境改善のための取組状況(デジタル技術を活用したペーパーレス化等の取組を 毎年度5件以上)</p> <table border="1" data-bbox="577 946 741 1109"> <tr><td>毎年度5件以上</td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>5件</td></tr> <tr><td>R5</td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td></td></tr> </table>	毎年度5件以上		R4	12件	R5		R6		R7		R8		R9		毎年度5件以上		R4	5件	R5		R6		R7		R8		R9		<p>を、取組の達成目標として設定する。</p>	<p>(34)事務の簡素化・縮減状況 ○令和4年度実績 12件</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議のオンライン化により、会議室の準備・資料印刷・配布の時間・公用車の手配が縮減できた。 ・学外機関との打ち合わせのオンライン化により、資料印刷、移動時間、旅費の縮減になった。 ・勤怠管理システム導入により、職員個々が勤務時間管理シート・有給休暇管理簿等を作成する作業および勤務時間管理員が勤務時間報告書へ転記する作業を縮減した。 ・学生からの授業料・寄宿料の徴収時期を4月・10月→5月・11月へ変更することで、徴収手続のスケジュールの平準化を図り、徴収事務の負担軽減を行った(令和5年度より適用)。 ・科研費の学外分担者への分担金配分について、従前は契約係、総務・出納係でそれぞれ起票・手続していたものを、総務・出納係で一括して行うことにより、業務の効率化を行った。 ・研究科学事委員会が研究科運営委員会と統合し、廃止となったことで、会議の開催にかかる業務が削減された。 ・学務情報システム(AIMS)の活用により、事務局で行っていた学生の履修登録業務及び学生へ成績報告書を印刷・配布する業務が削減された。(評価指標35関連) ・情報保障の依頼を受け付ける際に情報保障(手話通訳・PC文字通訳)の申請フォームを用意することによって、情報保障を手配するために必要な情報の漏れが減り、申請内容についての問い合わせを減らすことが出来た。 ・学位記作成に係る氏名届の提出を紙媒体から電子メールにしたことにより、氏名の確認作業を縮減できた。 ・内部監査及び監事監査をオンライン化したことにより、資料のペーパーレス化および監事の移動時間、旅費の削減につながった。 ・監事監査報告書の押印を廃止し、事務手続きを簡略化した。 ・監査法人から提出される提案書の押印を廃止し、電子提出としたことで、事務手続きを簡略化した。 <p>(35)情報環境改善のための取組状況 ○デジタル技術を活用したペーパーレス化等の取組 5件</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収税の電子化 ・ソフトウェアインストール申請の電子化 ・SSL-VPN接続申請の電子化 ・事務メールアドレス申請の電子化 ・Microsoft Teamsを利用した業務コミュニケーション体制の構築 	iii
毎年度5件以上																																	
R4	12件																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	
毎年度5件以上																																	
R4	5件																																
R5																																	
R6																																	
R7																																	
R8																																	
R9																																	
25	<p>【9-2】情報セキュリティの確保 本学の「サイバーセキュリティ対策基本計画」に基づき、実効性のあるインシデント対応のための体制を整備するとともに、自己点検及び監査の実施、構成員に対する理解促進・意識向上等の取組を推進する。</p>	<p>(36)情報セキュリティ監査等の検証結果を踏まえた改善・強化の実施</p> <p>(37)情報セキュリティ研修に関する周知機会の確保</p>	<p>実効性のある情報セキュリティ対応の実現に向けた取組を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデントリスクに対するチェックを含む内部監査の実施(毎年度1回)及び外部監査の実施(本中期目標期間中複数回) ・特に聴覚・視覚の障害特性や情報保障の態様に応じた学生用マニュアル、構成員を対象とするポリシーの検証、見直しを毎年度実施すること ・構成員が活用する際に発生する不審な通信(フィッシングサイトへの誘導事案等)の件数を毎年度減少させること ・構成員の理解促進・意識向上のための取組件数(情報関連研修の受講、課題周知のための説明会の開催等)を増加させること <p>を、取組の達成目標として設定する。</p>	<p>(36)情報セキュリティ監査等の検証結果を踏まえた改善・強化の実施 ○情報セキュリティ内部監査を実施。</p> <p>(37)情報セキュリティ研修に関する周知機会の確保 ○四半期ごとの研修のたび実施。</p>	ii																												

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書
(令和5年度)の作成について

1. 国立大学法人ガバナンス・コードについて

○国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定その実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築など、4つの基本原則に関連する原則・補充原則を含め、国立大学法人として果たすべき70項目を掲示し、これらに対する各国立大学法人の取組を明確にするもの。

○上記70項目の原則を実施しているか、仮に実施していない項目がある場合どのような理由により実施しないのかを公表。

また、このうち21項目については、その実施状況を具体的に公表することが義務づけられている。

○毎年10月末までに各法人が報告書フォーマットによりHP上に公表。

なお、公表に際しては、その内容について、経営協議会及び監事等により確認をとることが必要。

2. 昨年度からの主な変更点（取組状況等の更新）

○補充原則1-2④「目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等」

→ 取組や体制の更新

○補充原則1-3⑥(3)「自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画」

→ 統合報告書の追記

○補充原則3-3-1③「法人の長の再任の可否、再任を可能とする場合の上限設定の有無及びその理由」

→ 学長が再任される場合の任期の上限設定の理由等について追記

○原則4-1「法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫」

→ 統合報告書及び財務レポートに関する説明の追記

3. 審議等予定

- | | |
|-----------------------|---|
| ・ 9月下旬 | 監事への説明 |
| ・ 9月25日（月）～
29日（金） | 経営協議会による確認（書面審議） |
| ・ 10月上旬 | 監事及び経営協議会による確認を踏まえ、適宜加筆修正の上、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」（案）の作成 |
| ・ 10月20日（金） | 部局長会議における審議 |
| ・ 10月27日（金） | 教育研究評議会における審議 |
| ・ 10月31日（火） | 経営協議会・役員会における審議 |
| ・ 10月末 | 本学ウェブサイトで公表 |

4. 備考

今後、参考資料等が更新された場合には、本報告書も随時更新する予定である。

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2023年度)

様式

作成日 2023/10/31

最終更新日 2023/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2023年10月31日
国立大学法人名		国立大学法人筑波技術大学
法人の長の氏名		石原保志
問い合わせ先		大学戦略課企画戦略係 TEL:029-858-9310、9383 E-mail:kikaku@ad.tsukuba-tech.ac.jp
URL		https://www.tsukuba-tech.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】</p> <p>第100回経営協議会（書面審議：令和5年9月25日～9月29日）において、全原則の適合状況等及び昨年度からの更新箇所について、意見聴取を行った。聴取した意見を反映した報告書を第101回経営協議会（令和5年10月31日開催）において審議し、承認された。</p> <p>【経営協議会からの意見】</p> <p>全原則に適合していることが認められた。報告書に関する経営協議会委員からの主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2④ ビジョン1 <p>保健科学部の抜本的改革のための具体的取組みがなお不十分であるという現状認識を明確にするとともに、できるだけ早い時期に少なくとも今後の基本的方向性の明確化に取り組む必要があるため、現状が分かる表現に改めていただきたい。</p> <p>また、新学部においては、「障害」そのものの社会的な位置づけを明らかにするとともにその対応に向けての社会科学的なアクセスの基本を身に付けさせることが不可欠であるが、原案ではそのことが必ずしも明確に表現されていないため、表現を改めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2④ ビジョン2 <p>本項目に取り上げられている障害学生への支援は、すべて聴覚障害学生を対象とする支援であり、視覚障害学生を対象とする取組みも行っているのであれば記載が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-3⑥（2） <p>教員に係ることの記載及びダイバーシティに係ることについて触れてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則3-3-1③ <p>学長選考・監察会議において共有されている基本的な認識及び任期の上限規定の考え方を明確に表現していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則4及び原則4-2 <p>「内部統制推進担当者（職員）」は重要な構成員の1人と思われるが、責任のある立場の職員であることを明示する必要があるのではないか。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえて、当該箇所の記載を改めた。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認方法】</p> <p>全原則の適合状況等及び昨年度からの更新箇所について監事に対し説明を行うとともに、意見聴取を行った。聴取した意見を反映した報告書（案）を第208回役員会（令和5年10月31日開催、監事陪席）において審議し、承認された。</p> <p>【監事からの意見】</p> <p>全原則に適合していることが認められた。監事からの主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則 1 - 2 ④ <p>第4期中期目標・中期計画期間から年度計画・年度評価が廃止されたが、確実な中期目標の達成に資するため、引き続きP D C Aサイクルに基づく目標の進捗管理、改善に努め、その結果を広く社会に公表していることを評価する。</p> <p>また、ビジョンの一つとして掲げる「社会に貢献する障害者人材の育成」に関して、現在、本学では共生社会の創成に貢献し得る障害当事者人材の育成を目的とした新学部創設の準備を進めているところである。新学部は全学横断的な人的資源の活用による文理融合型のカリキュラムを想定しており、本学にとって大きな改革の一つと位置づけられている。今後も進捗状況を学内で広く共有し、全学的な協力体制の下で準備を進めるとともに、社会へ向けた積極的な周知・広報活動を通じ多くの学生が集うことを期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則 1 - 3 ⑥（3） <p>参考資料の統合報告書について、読み手を意識してもう少しシンプルにしても良いのではないかと。また、ホームページへの掲載について、アクセスしやすい場所に置くことをご検討いただきたい。</p> <p>【意見への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則 1 - 2 ④ <p>新学部の学生募集の今後の対応については、関係者で議論を重ねており、方向性が決まり次第学内で広く共有するとともに、学外へ向けた情報発信を行う予定となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則 1 - 3 ⑥（3） <p>ご指摘の趣旨を踏まえて、令和5年度統合報告書の作成及び公表を行うこととする。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>現在、その他の方法による確認は行っていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本法人は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成 ・ 障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人材育成への貢献を「ミッション」としている。 <p>また、これを踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会に貢献する障害者人材の育成 2. 障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援） 3. 障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援） <p>これらの実現を「ビジョン」として掲げ、それぞれの事項ごとに目標、戦略、実現のための道筋を別掲の形で整理し、取組を進めることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ミッション・ビジョン等
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本法人では、目標・戦略の進捗状況、検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等について、以下のとおり公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#jikohyokasyo ○ 業務の実績に関する報告書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA ○ 国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA ○ 大学機関別認証評価における自己評価書及び評価報告書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#ninsyohyoka <p>特に「ビジョン」として掲げる3事項については以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン1：社会に貢献する障害者人材の育成 <u>既存の学部におけるカリキュラム等の見直しを継続して実施しつつ、保健科学部の教育研究体制の抜本的改革を進めるべく、同学部のみならず全学を挙げて検討を進めているが、残念ながら現時点ではなお結論を得るに至っておらず、当面可能な範囲でのカリキュラム等の見直しを進めている。そうした状況も踏まえつつ、新たな学部の令和7年4月設置に向け、新学部設置準備室を立ち上げ、各種ポリシー及びカリキュラム等を検討し、文部科学省との協議を行っている。</u> 新たな学部では聴覚障害学生及び視覚障害学生の双方を受け入れ、本学が開学以来蓄積してきた情報保障と情報通信技術等の情報科学系の知識に加え、障害そのものや情報アクセシビリティ等の支援技術に関する障害社会などを含め幅広く障害に関わる基礎的な社会科学系の知識を身に付け、実習や能動型の多様な演習の機会を通して前述の知識を、様々な社会課題を解決するための実践的な知見へと昇華させ、多様性に富んだ共生社会の創成に資する人材を育成することを構想している。 ・ ビジョン2：障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援） 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）において、コロナ禍に対応した「オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集」を公開し、情報保障の質を下げないためのノウハウを発信するとともに、令和4年8月には補聴援助に関するノウハウを、トピックごとにまとめた「補聴援助に関するコンテンツ集」を、また令和4年9月

には本学で開発した遠隔情報保障システム「T-TAC Caption」の操作方法等を解説した動画をそれぞれ公開するなど新規コンテンツも発信している。さらに、本学で開発したウェブベース遠隔文字通訳システム「captiOnline」や少人数の会話で使えるチャットツール「UniTalker」の操作方法等に関連する動画や、オンライン会議等において手話通訳・文字通訳を見やすくする機能を紹介した動画についても公開している。

令和4年11月には第18回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムをオンラインで開催し、396名—213大学・機関から396名の参加者があり、のべ視聴者数1,244名を記録した。令和5年11月には、一部対面開催も取り入れる形で第19回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを開催する予定である。

聴覚障害学生支援に関する相談については令和4年度は758件であった。内訳は、個別相談300件、資料請求250件、補聴援助システム等の機器貸出依頼62件、支援者養成やFD (Faculty Development) 研修会等への講師派遣依頼44件などであり及び報告等そのほかの案件が102件となっており、聴覚障害学生へのアセスメントや支援方法に関する相談等、多様な内容に対応している。またこれらの個別相談の他、グループでの相談会を実施し、「軽度・中等度難聴学生を対象としたグループ相談会」、「聴覚障害学生支援の立ち上げに関するグループ相談会」、「語学の授業における支援に関するグループ相談会」として、悩みの共有・解決の機会を提供している。グループ相談会は今後も令和5年度中に複数回の開催を予定している。

その他、手軽に参加できる研修機会の提供として、さまざまなオンライン企画を実施している。これまで、令和4年8月および令和5年6月に「コーディネーターカフェ」、令和5年2月に「オンライン企画における情報保障一事前準備から配信まで」、令和5年3月に「聴覚障害学生支援のパイオニアに聞く—松崎丈氏が切り拓いた道を辿る—」を実施した。このほかにも、令和5年度中に「聴覚障害学生支援のパイオニアに聞く—吉川あゆみ氏—」等、2~3の企画を令和5年度中に予定している。

本学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部(視覚障害系)において、平成28年度より「視覚障害学生のための修学・就職支援を目的としたアクセシブル教材を利活用したアクティブラーニング環境構築事業」を展開してきた。この事業により、視覚障害学生が自らの障害に合わせた教材を使用して、能動的に学修できる環境が提供されている。令和4年度からは「高等教育機関向け読書バリアフリー環境実現事業」として、視覚障害だけでなく、ディスレクシアをはじめとした読書障害のある学生への支援も拡大している。

この事業の主要な取り組みとして、視覚障害学生用の授業・学修資料の整備が挙げられる。多くの大学等で教科書として採用されている専門性が高い書籍を点訳し、これまでに人文・社会系を中心に計146冊を点訳して提供している。また、今年度新たに、読書障害への支援を目的として、レポート・論文作成法に関する2冊を、これまでの点訳データを基にマルチメディア DAISYとして作成した。

さらに、他大学向けのメディア変換サービスの提供も行っている。令和5年の依頼実績は、問い合わせ・相談対応が20校、高等学校を含む8校からのサービス利用があった。分野は英語、数学、情報、哲学で、内容は、英語の点字1,829頁、数学の点字818頁、情報の点字332頁など、総計で点字2,876頁、点図43頁、テキストデータ407頁に変換した。今後は、読書障害を持つ更なる多くの学生への支援を目指し、窓口対応のWeb化や変換作業の自動化を進める計画を進行中である。

・ビジョン3：障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援）

高大接続教育プログラムについては、以下のとおり実施した。

【産業技術学部】

「聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業（高大連携プロジェクト）」（以下、「高大連携プロジェクト」という。）における授業の一環として、令和4年度は複数の特別支援学校において、オンラインあるいは対面によってデザイン・プレゼンテーションや児童生徒への教育ボランティアを継続して実施した。

	<p>令和5年度は複数の特別支援学校において、コロナ禍により中止していた研究発表会等を対面で実施する予定である。</p> <p>日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークと高大連携プロジェクトが協力し、特別支援学校等の教職員を対象として、聴覚障害のある生徒の進路選択にあたっての選択肢を広く知ってもらうためのオンラインイベントを令和4年8月～令和5年8月に合計3回開催した他、特別支援学校への出前授業を2回実施した（栃木県、北海道）。令和5年度については現時点で2件（川崎市、岡崎市）の出前授業の予定があり、<u>このほか</u>1件を調整中である。</p> <p>【保健科学部】</p> <p>鍼灸学専攻、理学療法学専攻及び情報システム学科において、それぞれの学科・専攻の特色を組み入れた出前授業を実施した。令和4年度は盲学校等延べ14校に対して出前授業を行い、令和5年度も引き続き実施する。</p> <p>また、令和4年度、5年度ともに「視覚障害生徒のための教育支援とキャリア形成に関する高大接続プロジェクト」を実施し、一般高校の養護教諭を中心とした参加者を対象に、視覚障害を有する生徒への学習支援と進学に関して講演・情報共有等を行った。令和4年度は47名、令和5年度は30名の参加があった。</p> <p>本学のリカレント事業については、令和5年6月に文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された。本事業は、前年度実施したプログラムの内容を一部継続しつつ、企業や受講生のニーズを踏まえ、「聴覚障害者のためのDX/D&I促進人材育成プログラム」と「視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師と理学療法士が多様化する専門分野で幅広い働き方をするためのプログラム」の2種類のプログラムを実施することとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学ガバナンスの状況 ・国立大学法人筑波技術大学新学部設置準備室規程
<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>本法人では、経営面の事項に関する審議を経営協議会、教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上、監事同席による役員会において最終的な意思決定を行っている。</p> <p>このほか、学長が諮問する重点事項については学長室会議で企画及び調整等を行い、大学の教育研究及び管理運営に関する事項等については全学<u>的</u>な委員会で審議するなど、それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で、ミッション・ビジョン等の実質化に向けた体制を整備している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学ガバナンスの状況 ・国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程 ・国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程 ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則 ・国立大学法人筑波技術大学学長室規程
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>本法人では、「国立大学法人筑波技術大学人事基本方針」を作成しており、本法人が掲げるミッション・ビジョン、将来構想を実現することを目的として、<u>国籍、性別、障害の有無等を問わず</u>多様で優秀な人材の確保に努め、<u>教員・職員</u>の適切な年齢構成の実現に配慮しつつ、大学運営を担う人材の確保・育成を推進することとしている。</p> <p>また、<u>教員・職員</u>の適性・能力・意欲を考慮した人事配置を進めるとともに、適切な業務のあり方、効率的なマネジメントのあり方を見据えた勤務環境の改善を図ることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人筑波技術大学人事基本方針

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針</u> ・<u>国立大学法人筑波技術大学職員人事基本方針</u>
補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>本法人では、別掲のとおり「統合報告書」及び「財務レポート」により、支出及び収入の状況について公表している。</p> <p>また、別掲のとおり「財務方針」を作成し、中期的・計画的な財務上の取組の方向性を明確にしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>筑波技術大学統合報告書</u> ・<u>筑波技術大学財務レポート</u> ・<u>国立大学法人筑波技術大学財務方針</u>
補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び 補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)		<p>本法人では、毎年度、財政上の情報（収入の状況や財務指標の推移等）や教育・研究・社会貢献に取り組んでいる活動の概要を「統合報告書」及び「財務レポート」としてとりまとめ、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>筑波技術大学統合報告書</u> ・<u>筑波技術大学財務レポート</u>
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		<p>本法人では、法人の長を補佐するため「特命学長特別補佐及び特命学長補佐」制度を設けており、その任用にあたっては、将来の大学運営の根幹を担うことが期待される教員を積極的に活用することとしている。その職務は、全学的観点から大学経営政策に係る重要事項の検討・実施に関与するものであり、令和5年度は8名を配置している。なお、令和4年度の8名の特命学長特別補佐及び特命学長補佐のうち2名が、令和5年4月から新たに副学長に就任している。</p> <p>また、ミッション・ビジョン等の実現を見据えた将来構想の企画・立案にあたっては、全学的な検討の場への若手教職員の積極的な活用や経営・教学両面でのIR機能の充実等を通じ、教職協働を基本とする体制を整備するなど、本法人の中核的人材育成のための枠組みを構築している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</u> ・<u>国立大学法人筑波技術大学特命学長特別補佐及び特命学長補佐に関する要項</u>
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>本法人では、以下の役割の下、理事（法人の長を補佐して法人の業務を掌理する）、副学長（法人の長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる）を配置し、その職責に即した適切な人材を登用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事（総務・財務担当） ・理事（社会連携担当） ・理事（経営・施設・基金担当） ・副学長（教育担当） ・副学長（新学部設置担当） ・特命学長特別補佐（研究担当） <p>各理事、副学長は、上記に掲げる役割を担うとともに、ビジョンを実現するため、相互に関連する課題について随時情報を共有し、連携を図り、戦略的で機動的な取組を進める。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>筑波技術大学ガバナンスの状況</u> ・<u>国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</u>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>本法人では、「役員会規程」に基づき、役員会において、国立大学法人法が定める事項を審議の上決議しており、その議事録を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会議事録
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本法人では、以下の観点から外部の経験を有する人材の活用が重要と考えており、このことを踏まえ、現在、2名の理事を学外の人材から登用している。</p> <p>また、文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された本学のリカレント事業においては、業界等の雇用動向や人材ニーズ及び地域事情等を踏まえ、プログラムの開発・実施、成果検証を行う「事業実施委員会」を設置し、委員18名のうち10名は外部の有識者で構成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人以外の教育機関等における経験と識見を有し、大学運営に包括的な立場から関与できる者 ・ 企業等における経営に携わった経験と識見を有し、法人経営に包括的な立場から関与できる者
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本法人では、経営協議会の学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとしており、以下の方針に基づき選任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の教育理念に沿った意見を求めることができる者 ・ 聴覚障害・視覚障害のある学生を対象とする本法人における高等教育の実践に対し、深い理解と高い識見を有する者 ・ 教育機関、社会福祉団体、民間企業、公的機関等における専門的で幅広い経験と実績を有する者 ・ 多角的な視野を持ち、教育・研究・社会貢献等本法人が進める取組に、今日的な課題への対応を含めた様々な助言・示唆が行える者 <p>また、会議の運営にあたっては、多様なステークホルダーの幅広い意見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員を含め、多くの委員が出席できるよう、以下のような運営方法の工夫を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学規則に基づく会議の位置付けに則り、審議議題を厳選 ・ 会議開催日一週間前を目途に、各委員へ会議資料を事前送付 ・ 対面・オンラインを併用したハイブリッド方式により開催 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程 ・ 経営協議会の学外委員に係る選考方針 ・ 国立大学法人筑波技術大学経営協議会における運営方法の工夫
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>本法人では、「学長選考規則」に基づき「学長選考基準」を設け、選考過程、選考結果及び選考理由を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学学長選考規則 ・ 国立大学法人筑波技術大学学長選考基準 ・ 選考過程・選考結果・選考理由

<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否、及び再任を可能とする場合の上限設定の有無及びその理由</p>	<p>本法人では、「学長の任期に関する規則」において、再任は可とし、引き続き在任する期間の上限（原則 2 年）を規定している。</p> <p>本学学長選考・監察会議では、学長が中期目標・中期計画の策定に直接関わり、自らが立てた目標・計画の達成に向けた全力を挙げることを大学運営を行うことは非常に重要であると考えているの基本とすべきであると認識している。こうした認識に基づき、中期目標期間が 6 年であることを踏まえ、学長の任期の上限は再任の 2 年を含めて 6 年としている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人筑波技術大学の学長の任期に関する規則
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	<p>本法人では、「学長解任規則」において、「解任の申出」に関する事由、学長選考会議における「解任の審査」及び「解任審査に係る意向調査」等所要の手続きを規定している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人筑波技術大学学長解任規則
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	<p>本法人では、「学長の業務執行状況の確認に関する規則」に基づき、学長選考・監察会議において、学長就任 2 年目以降、毎年度 1 回（再任の場合は就任 1 年目から）、学長の業務執行状況を確認しており、その内容を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則 ・学長の業務執行状況の確認について
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>	<p>学長選考・監察会議の委員の選任方法等については、以下のとおり。</p> <p>○経営協議会委員（学長選考・監察会議規則第 2 条第 1 項 1 号委員）</p> <p>経営協議会において、学長選考・監察会議規則第 2 条第 1 項 1 号の規定に基づき、審議の上、経営協議会の委員のうち学外委員の中から、5 名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和 5 年度の選任にあたっては、学長選考・監察会議の審議の継続性、本務等での経験や知見のバランス等を考慮し、経営協議会にて審議の上選出している。</p> <p>○教育研究評議会評議員（学長選考・監察会議規則第 2 条第 1 項 2 号委員）</p> <p>教育研究評議会において、学長選考・監察会議規則第 2 条第 1 項 2 号の規定に基づき、審議の上、教育研究評議会の評議員のうち、学長を除いた委員の中から、5 名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和 4 年度の選任にあたっては、まず、選出方法を教育研究評議会にて審議し、審議の結果、投票により実施することになったため、5 名連記無記名投票(学長選考・監察会議委員としてふさわしいと考える者に「○」を付す方法)を実施し、得票順位が 1 位から 5 位までの者を選出している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>	<p>本法人では、学長選考会議において、「大学総括理事」を置くことはしていない。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人では、「業務方法書」及び「内部統制規程」に基づき、別掲のとおり、「内部統制システム」を構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最高責任者（学長） ○内部統制委員会（学長・理事・副学長） ○内部統制責任者（総務担当理事）（理事・副学長・部局長） ○内部統制推進担当者（<u>内部統制システムを統括する理事が指名する職員</u>） <p>内部統制委員会においては、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>筑波技術大学における内部統制システム（体制図）</u> ・<u>国立大学法人筑波技術大学内部統制規程</u> ・<u>国立大学法人筑波技術大学業務方法書</u>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動を含む様々な取組の現状と財政上の状況を取りまとめた「統合報告書」、財政上の状況を分析した「財務レポート」を作成し、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>筑波技術大学統合報告書</u> ・<u>筑波技術大学財務レポート</u>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動等の取組について、「入学を希望する受験生」「卒業生」「保護者」「企業・地域」「在学生・教職員」それぞれを対象に応じた情報の提供を行っている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> ・<u>視覚障害の方</u> ・<u>聴覚障害の方</u> ・<u>卒業生の方</u> ・<u>保護者の皆様</u> ・<u>企業・地域の方</u> ・<u>在学生・教職員</u> ・<u>ご支援くださる方</u>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報を示す情報</p>		<p>本法人では、3つのポリシー（<u>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー</u>）が示す方針に基づく本学での教育（国家資格の取得を主たる目的とする学科での教育を含む。）を経て、社会で活躍する学生の「卒業後の進路」を把握・公表するとともに、卒業生を対象とする意向調査を実施し、公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業技術学部3つのポリシー</u> ・<u>保健科学部3つのポリシー</u> ・<u>技術科学研究科産業技術学専攻3つのポリシー</u> ・<u>技術科学研究科保健科学専攻3つのポリシー</u> ・<u>技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻3つのポリシー</u> ・<u>卒業後の進路</u> ・<u>令和4年度卒業時（学部）アンケート調査報告書</u> ・<u>令和4年度修了時（大学院）アンケート調査報告書</u>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</u></p>

分類	国立大学法人ガバナンス・コード原則等	実施状況
I	<p>基本原則1. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築</p> <p>国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮することで、自らのミッションを実現し、絶えず社会の要請に応じていく必要がある。そのために、ミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行うべきである。</p>	
	<p>原則1-1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定 国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。</p>	「適合状況等に関する報告書」とおり実施
	<p>原則1-2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築 国立大学法人は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学ガバナンスの状況
	<p>補充原則 1-2① 国立大学法人は、目標・戦略を実現するため、人員及び資金等の適切な資源配分等を通じ、既存の体制にとらわれず、機動的かつ戦略的に法人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施策を実行に移すための体制を構築すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学ガバナンスの状況 →教育研究及び管理運営に関する専門的審議(全学委員会)等
	<p>1-2② 国立大学法人は、大学の活動についてのデータを収集・分析し、法人の意思決定を支援するためIR(インスティテューショナル・リサーチ)機能等の充実により、目標・戦略の策定に活用すべきである。また、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデンスベースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や、資源配分方策の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。</p>	原則等どおり実施 →IR機能強化のための体制整備(IR室) →検証機能強化のための体制整備(評価室)
	<p>1-2③ 国立大学法人は、法令に定められた大学評価を法人経営の継続的な質的向上につなげる仕組みを整備すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・内部質保証に関する規程
	<p>1-2④ 国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。</p>	「適合状況等に関する報告書」とおり実施
	<p>原則1-3 自主的・自律的・戦略的な経営(人事、財務、施設等)及び教学運営(教育・研究・社会貢献)の体制構築 国立大学法人は、ミッションを実現するため、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、国立大学法人法等に基づき、人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営するとともに、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するための体制を構築すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学ガバナンスの状況
	<p>補充原則 1-3① 国立大学法人は、法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学ガバナンスの状況
	<p>1-3② 国立大学法人は、経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置し、その任命に当たっては、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、実施すべきである。</p>	原則等どおり実施
	<p>1-3③ 国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学人事基本方針 ・筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針 ・筑波技術大学職員人事基本方針
	<p>1-3④ 国立大学法人は、自らのミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案して、その支出を賄える収入(運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入)の見直しを含め、中期的な財務計画を策定すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学財務方針 ・筑波技術大学統合報告書

分類	国立大学法人ガバナンス・コード原則等			実施状況
			<p>1-3⑤ 国立大学法人は、自らの財務計画に沿って、必要な外部資金を獲得するため、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備、資産の有効活用を進めるべきである。</p> <p>1-3⑥ 国立大学法人は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等を公表しなければならない。</p>	<p>原則等どおり実施 ・筑波技術大学財務方針 →日本財団助成事業「聴覚障害者のためのキャリアサポートセンター設置」の交付(2019年度～) →共同研究費、(奨学)寄附金、企業からの寄附金 →視覚障害／聴覚障害に理解ある企業の調査 →令和2年度文部科学省「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」に採択 →令和3年度文部科学省「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」に採択 →令和4年度文部科学省「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択</p> <p>「適合状況等に関する報告書」のとおり実施</p>
II		<p>原則1-4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成 国立大学法人は、社会に対して継続的に役割を果たしていけるよう、経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成すべきである。</p>	<p>1-4① 国立大学法人は、その法人経営を担う役員(監事を除く。)、国内外の高等教育・学術研究の動向を把握し、各国立大学法人のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分、これらの実現のための体制整備などを実施する能力を備えた人材を育成・確保すべきである。</p> <p>1-4② 国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。</p> <p>また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。</p>	<p>原則等どおり実施</p> <p>原則等どおり実施 ・筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</p> <p>「適合状況等に関する報告書」のとおり実施</p>
		<p>基本原則2. 法人の長の責務等 国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。</p>	<p>原則2-1-1 中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有 法人の長は、国立大学法人のミッションを踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の一体的な中長期的ビジョンを策定し、教職員に対して、ビジョンの丁寧な説明、共有を通じ、構成員の理解を得るとともに、意欲と能力を最大限に引き出すべきである。また、所属する教職員のみならず、学生や卒業生等にもビジョンを発信すべきである。</p> <p>原則2-1-2 法人の長のリーダーシップ 法人の長は、我が国の教育研究の要である国立大学を設置し、管理する国立大学法人を代表する者であり、当該国立大学の教育研究の成果が最大化されるよう、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行うべきである。</p> <p>補充原則</p> <p>2-1-2① 法人の長は、国立大学を設置する法人の代表者であることを深く自覚し、その職責を十分に理解した上で、法人の業務全般に関する決定権を行使すべきである。</p> <p>2-1-2② 法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。</p> <p>2-1-2③ 法人の長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めるべきである。</p> <p>原則2-1-3 ビジョン実現のための執行体制の整備 法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則1-4で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。</p>	<p>原則等どおり実施 ・筑波技術大学ミッション・ビジョン等</p> <p>原則等どおり実施</p> <p>原則等どおり実施</p> <p>原則等どおり実施</p> <p>原則等どおり実施</p> <p>「適合状況等に関する報告書」のとおり実施</p>

分類	国立大学法人ガバナンス・コード原則等		実施状況
	補充原則	<p>2-1-3① 法人の長は、理事が役員会を構成し、法人経営の責任の一端を担う重要な職であることに留意し、その選任に当たっては、その責任・権限等を明確にした上で、適切な人材を選任すべきである。あわせて、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである。</p> <p>2-1-3② 法人の長又は学長は、副学長、学部長・研究科長等の法人の長又は学長を補佐するための適切な人材を適所に配置すべきである。その選任に当たっては、それぞれの職の役割や責任、権限等を明確にするとともに、それぞれに求められる資質能力を示し、責任を持って選任すべきである。あわせて、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである。</p> <p>2-1-3③ 法人の長は、ビジョン実現のために自らが業務を総理し、所属する教職員を統督し得る内部統制システムやリスクの回避・低減、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定などを含むリスク管理体制を適切に運用するとともに、継続的にその見直しを図るべきである。</p>	<p>原則等どおり実施</p> <p>原則等どおり実施 ・組織及び管理運営に関する規則等</p> <p>原則等どおり実施 ・筑波技術大学における内部統制システム</p>
	<p>原則2-1-4 ビジョン実現のための戦略的な資源配分 法人の長は、ビジョン実現のための法人経営を行うにあたり、補充原則1-2②の体制を通じ、予算・人事・組織編制等において、教育・研究・社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証すべきである。</p>		<p>原則等どおり実施 ・筑波技術大学財務方針</p>
III	<p>原則2-2-1 法人経営に係る重要方針の十分な検討 国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。</p>		<p>「適合状況等に関する報告書」のとおり実施</p>
	<p>原則2-2-2 役員会によるガバナンス機能の最大限の発揮 役員会は、適時適切な開催、審議により、法人の長が国立大学法人法で定める事項に係る意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにすることで、国立大学法人のガバナンス機能を最大限発揮させるべきである。</p>		<p>原則等どおり実施</p>
	補充原則	<p>2-2-2① 役員会は、法人の長による意思決定が迅速・的確に遂行されるよう、法人の長が定める法人の運営・経営戦略や大学の教育研究の質の向上等の方向性を踏まえ、その実現に向けた実行方策や責任等を明確にすることを支えるべきである。</p>	<p>原則等どおり実施</p>
IV	<p>原則2-3-1 法人の長を補佐する理事、副学長等の役割 法人の長又は学長を補佐する理事、副学長、学部長・研究科長、学長補佐等は、法人の長が策定したビジョンを踏まえ、その実現のために、法人の長又は学長の定めるところにより役割、権限、責任を分担しながら、ビジョンの実現に向けて法人の長を補佐すべきである。</p>		<p>原則等どおり実施</p>
	補充原則	<p>2-3-1① 理事は、法人の長の定めるところにより、法人の長を補佐して国立大学法人の業務を掌理することで、法人の長による意思決定と業務遂行を支えるべきである。</p>	<p>原則等どおり実施</p>
	<p>2-3-1② 副学長は、学長の定めるところにより、主として教学運営に係る校務を分掌するほか、学長の命を受けて校務をつかさどることにより、大学運営の円滑化と柔軟化を促進し、法人の長の意思決定と業務遂行を支えるべきである。</p>		<p>原則等どおり実施</p>
	<p>2-3-1③ 学部長・研究科長等は、法人の長のビジョンを踏まえた上で、執行部と部局構成員の意思疎通の要として、全学的な視点から適切に意見を述べ、その権限に属する業務遂行に当たるなど、法人経営を支えるべきである。</p>		<p>原則等どおり実施</p>
V	<p>原則2-3-2 多様な人材の登用・確保 国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。</p>		<p>「適合状況等に関する報告書」のとおり実施</p>
	<p>原則2-3-3 高度専門職の登用・配置、事務等の職員の高度化 法人の長は、原則2-3-1で示した法人の長を補佐する人材に加え、高度な専門職の各大学の実情に応じた登用・配置や、事務等の職員の高度化に向けた方策を講じ、ミッションを達成するための体制を構築すべきである。また、教職協働を通じた質の高い法人経営を実現すべきである。</p>		<p>原則等どおり実施</p>
	補充原則	<p>2-3-3① 国立大学法人は、教職協働の実現に向け事務等の職員の高度化を図るための各種方策、例えば、企画提案力、語学力等の向上を図るSD(スタッフ・ディベロップメント)の充実、国内外の他大学、大学団体、行政機関、企業等の他機関での勤務経験を通じた幅広い視野の育成や、社会人学生として大学院等における専門性の向上等を講ずるとともに、教員と共にビジョンの実現に貢献する人材としての権限や経験の機会を与えるべきである。</p>	<p>原則等どおり実施 ・筑波技術大学職員人事基本方針</p>

分類	国立大学法人ガバナンス・コード原則等	実施状況						
VI	基本原則3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備 国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考・監察会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。							
	原則3-1-1 経営協議会における審議の充実 経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。このため、その役割を踏まえ明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため運営方法を工夫すべきである。	原則等どおり実施 ・経営協議会規程等						
	<table border="1" data-bbox="235 403 1615 576"> <tr> <td data-bbox="235 403 331 576">補充原則</td> <td data-bbox="331 403 1615 504"> 3-1-1① 国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 504 331 576"></td> <td data-bbox="331 504 1615 576"> 3-1-1② 国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み(教育・研究等)についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。 </td> </tr> </table>	補充原則	3-1-1① 国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。		3-1-1② 国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み(教育・研究等)についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施 原則等どおり実施		
	補充原則	3-1-1① 国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。						
	3-1-1② 国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み(教育・研究等)についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。							
原則3-2-1 教育研究評議会における審議の充実 教育研究評議会は、国立大学法人が設置する国立大学における教育研究の質の向上を図り、国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、国立大学法人の経営方針を踏まえ、その設置する国立大学における教育研究を直接担当する者の意見を教学運営に反映させ、法人の長の意思決定に資する審議を行うための会議体であり、その責務を十分に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営上の工夫をすべきである。	原則等どおり実施 ・教育研究評議会規程							
VII	原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等 学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の可否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像(資質・能力等)に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。	原則等どおり実施 ・学長選考規則						
	<table border="1" data-bbox="235 775 1615 1018"> <tr> <td data-bbox="235 775 331 1018">補充原則</td> <td data-bbox="331 775 1615 919"> 3-3-1① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 919 331 1018"></td> <td data-bbox="331 919 1615 1018"> 3-3-1② 法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1018 331 1018"></td> <td data-bbox="331 1018 1615 1018"> 3-3-1③ 学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。 </td> </tr> </table>	補充原則	3-3-1① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。		3-3-1② 法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。		3-3-1③ 学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施 原則等どおり実施。今後ともその改善に努力
	補充原則	3-3-1① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。						
		3-3-1② 法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。						
		3-3-1③ 学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。						
	原則3-3-2 法人の長の解任のための手続の整備 学長選考・監察会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考・監察会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施						
原則3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価 学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。	原則等どおり実施 ・筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則等							
<table border="1" data-bbox="235 1241 1615 1383"> <tr> <td data-bbox="235 1241 331 1383">補充原則</td> <td data-bbox="331 1241 1615 1326"> 3-3-3① 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1326 331 1383"></td> <td data-bbox="331 1326 1615 1383"> 3-3-3② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。 </td> </tr> </table>	補充原則	3-3-3① 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。		3-3-3② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。	原則等どおり実施 ・筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則等 「適合状況等に関する報告書」のとおり実施			
補充原則	3-3-3① 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。							
	3-3-3② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。							

分類	国立大学法人ガバナンス・コード原則等	実施状況
	<p>原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。</p>	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施
	<p>原則3-3-5 経営力を発揮できる体制の検討 学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。</p>	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施
Ⅷ	<p>原則3-4-1 監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保 国立大学法人は、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能を果たすことができるようにするための体制を整備すべきである。</p>	原則等どおり実施
	<p>補充原則 3-4-1① 監事の役割は、国立大学法人のガバナンスの一翼を担うものであり、内部統制の在り方等についても監査対象とすることから、国立大学法人は、監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるようにするため、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制を整備すべきである。</p>	原則等どおり実施 →監査室に専任の職員（専門職員）を配置、監事の監査業務等をサポート
	<p>原則3-4-2 監事候補者の選考 監事は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が直接任命することとされているが、その任命に当たっては、各国立大学法人における監事候補者の選考を尊重している。このため、国立大学法人は、常勤監事や学外監事の必置を定めた法の趣旨を踏まえ、監事の役割や求められる人材像等を明確化した上で、適切なプロセスによって選考を行うべきである。</p>	原則等どおり実施
	<p>補充原則 3-4-2① 国立大学法人は、監事候補者の選考に当たっては、経営協議会の学外委員の協力・助言を得て人選するなど、その責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すべきである。</p>	原則等どおり実施
	<p>3-4-2② 国立大学法人は、監事の監査業務が多岐にわたることを踏まえ、法律や会計監査に精通した者、国立大学法人の行う業務に精通した者、組織の意思決定のあり方に精通した者など、監事候補者の適切な組み合わせを考慮して選考を行うべきである。</p>	原則等どおり実施
	<p>原則3-4-3 国立大学法人の業務執行が適切かつ効果的・効率的に行われているかどうかを適切にチェックできる監査体制 監事は、法令等に則って会計監査と業務監査の双方を担い、監査を通じて、会計監査人による監査の相当性判断のみならず、教育研究や社会貢献の状況や法人の長（大学総括理事を含む）の選考方法、法人内部の意思決定システムをはじめとした法人の経営が適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査する必要がある。国立大学法人は、監事がそれらを適切にチェックできる監査体制を工夫すべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学ガバナンスの状況 ・監事監査規則等 →監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議に陪席 →主として会計監査と業務（内容）監査の役割を果たす監事を1名ずつ配置
	<p>補充原則 3-4-3① 国立大学法人は、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議、部局長等会議等の重要会議への出席を可能とするとともに、監事に対する資料提出や情報提供、内部監査機能との密接な連携など、十分な情報の下で監査報告を作成できるようにすべきである。</p>	原則等どおり実施 ・筑波技術大学ガバナンスの状況 ・監事監査規則等 →監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議に陪席 →会計監査と業務（内容）監査の役割を果たす監事を1名ずつ配置
Ⅸ	<p>基本原則4. 社会との連携・協働及び情報の公表 国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。</p>	
	<p>原則4-1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表 国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。</p>	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施
	<p>補充原則 4-1① 国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。</p>	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施

分類	国立大学法人ガバナンス・コード原則等		実施状況
		4-1② 国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報(学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等)を公表しなければならない。	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施
		4-1③ 国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施
		原則4-2 内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表 国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。	「適合状況等に関する報告書」のとおり実施
	補充原則	4-2① 国立大学法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの遵守に係る方針を定めるとともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るべきである。また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等の工夫をすべきである。また、法人は通報窓口を外部に設けることも検討すべきである。	原則等どおり実施 ・ハラスメントの防止に関する規程 ・筑波技術大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針 ・筑波技術大学における公的研究費不正防止計画 通報等の窓口については、 ・公的研究費等の不正使用に係る通報窓口 ・研究活動上の不正行為の申立受付窓口 を設置し、本学ホームページに掲載している。 引き続き本法人における内部統制システムの機能の実情を検証しつつ、通報者の保護等の更なる工夫、通報窓口の外部設置等については検討を進める。
		4-2② 国立大学法人は、内部統制の仕組みによるモニタリング結果を、定期的に役員へ報告する機会を設けるなど、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築すべきである。	原則等どおり実施 ・筑波技術大学内部統制システム
		4-2③ 国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範(研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等)を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。	原則等どおり実施 ・職員倫理規程 ・筑波技術大学における研究活動に係る行動規範 ・国立大学法人筑波技術大学の研究倫理の審査に関する要項 ・利益相反ポリシー ・研究データの保存・管理および研究倫理教育に関する細則
		4-2④ 国立大学法人は、学内構成員がコンプライアンスの遵守、内部通報・外部通報の仕組み、行動規範等の目的、意義について正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行うべきである。	原則等どおり実施 →新任職員説明会(サービス・ハラスメント、学術研究・研究倫理・研究不正防止、公的研究費の不正使用防止) →公的研究費不正使用防止の啓発活動(意識調査アンケート) →研究不正防止の啓発活動(e-learning、学内向け講演会)

教職課程センターの設置等に伴う関係規則等の整備について

1. 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則の一部改正

(1)改正理由

教職課程の指導研究体制の充実を目的とし、教職課程センターを設置するため、組織及び管理運営に関する規則の一部改正を行う。また、大学院技術科学研究科産業技術学専攻において、「情報科学コース」と「システム工学コース」を「産業情報学コース」へ統合するため、併せて改正を行う。

(2)主な改正内容

第4章 第3節 学内施設等に「教職課程センター」を加える。【第21条の2】

別表3において、産業技術学専攻のコース名を修正する。

別表4から「教職課程委員会」を削除する。

(3)施行日

令和6年4月1日

(4)新旧対照表

別紙1のとおり

2. 国立大学法人筑波技術大学教職課程センター規程の制定

(1)制定理由

教職課程センターに関し必要な事項を定める。

(2)制定内容

別紙2のとおり

(3)施行日

令和6年4月1日（規程の施行に伴い、国立大学法人筑波技術大学教職課程委員会規程は廃止する）

国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則新旧対照表(案)

新	旧
(略)	(略)
第4章 大学の組織	第4章 大学の組織
(略)	(略)
第3節 学内施設等	第3章 学内施設等
(略)	(略)
<u>(教職課程センター)</u>	<u>(新設)</u>
第21条の2 大学に、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等に基づき教育職員免許状を取得させるための課程(以下「教職課程」という。)をつかさどる組織として、教職課程センターを置く。	
2 教職課程センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。	
3 教職課程センターに、副センター長を置き、センター長の推薦に基づき学長が命ずる。	
4 教職課程センターに関し必要な事項は、別に定める。	
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
<u>この規則は令和6年4月1日から施行する。</u>	

新	旧
---	---

(略)

別表3(第15条関係)

研究科名	専攻名	講座名
技術科学研究科	産業技術学専攻	<u>産業情報学</u>
		総合デザイン学

(略)

別表4(第22条関係)

委員会の種類
経営戦略会議
入学試験委員会
個人情報管理委員会
教務委員会
学生委員会

(略)

(略)

別表3(第15条関係)

研究科名	専攻名	講座名
技術科学研究科	産業技術学専攻	<u>情報科学</u>
		<u>システム工学</u>
		総合デザイン学

(略)

別表4(第22条関係)

委員会の種類
経営戦略会議
入学試験委員会
個人情報管理委員会
教務委員会
<u>教職課程委員会</u>
学生委員会

(略)

○国立大学法人筑波技術大学教職課程センター規程（案）

〔 令和 年 月 日 〕
〔 規 程 第 号 〕

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第21条の2の規定に基づき、教職課程センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 センターは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等に基づき教育職員免許状を取得させるための本学の課程（以下「教職課程」という。）に関し次に掲げる業務を行う。

- （1）教員養成目標及び目標を達成するための計画の策定に関すること。
- （2）教職課程に関する授業科目の編成，実施及び担当教員に関すること。
- （3）教職課程を履修する学生の支援・指導・相談に関すること。
- （4）教育実習・介護等体験の実施及び学外関係機関との連絡調整等に関すること。
- （5）教職課程に関する自己点検・評価に関すること。
- （6）教職課程に関するFD・SDの実施に関すること。
- （7）教職課程に関する必要な情報を収集・保管し公開すること。
- （8）教職課程の認定に関すること。
- （9）障害のある教員の養成にかかる調査・研究に関すること。
- （10）その他，教職課程に関し必要な業務に関すること。

（センター長等）

第3条 センター長は、学長の命を受け、センターの業務に従事する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

（構成員）

第4条 センターは、次の構成員で組織する。

- （1）センター長
- （2）副センター長
- （3）教授，准教授，講師，助教のうちから学長が指名する者

（運営委員会）

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）センター長
- （2）副センター長
- （3）障害者高等教育研究支援センター長
- （4）教職課程を置く学科の長
- （5）教務委員会委員長
- （6）障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部教職課程部門主任
- （7）「教職の基礎的理解に関する科目等」を担当する教職専任教員から学長が指名する者

(8) 聴覚障害系支援課長及び視覚障害系支援課長

(9) その他学長が指名する者

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営に関する重要事項

(2) 教職課程の編成に関する事項

(3) 教育実習の実施に関する事項

(4) 自己点検・評価に関する事項

(5) FD・SDの実施に関する事項

(6) 教職課程の履修方法及び単位の認定に関する事項

(7) その他センター長が必要と認める事項

(任期)

第7条 第4条及び第5条第2項に定める構成員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規程にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、視覚障害系支援課の協力を得て、聴覚障害系支援課において遂行する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、国立大学法人筑波技術大学教職課程委員会規程（平成23年3月30日規程第14号）は、廃止する。

国立大学法人筑波技術大学顧問規程の制定について（案）

1. 制定理由

顧問は、学長の求めに応じて、本学が自律的・戦略的な経営を進め、ミッション実現を加速するための組織改革、体制構築を推進するために必要な助言等及び新学部「共生社会創成学部（仮称）」の設置準備を含め助言等を得るために置く。

2. 主な制定内容

- (1) 顧問の任務を規定【第2条関係】
- (2) 顧問の委嘱、任期、報酬等を規定【第3条～第5条関係】

3. 施行日

令和5年11月1日

○国立大学法人筑波技術大学顧問規程（案）

（ 令和5年 月 日 ）
規程第 ● 号

（設置）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第4条の2の規定に基づき、本学の顧問に対し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 顧問は、学長の求めに応じて、本学が自律的・戦略的な経営を進め、ミッション実現を加速するための組織改革、体制構築を推進するために必要な助言等を行う。

（委嘱）

第3条 顧問は、前条の任務を行うため、各分野において優れた識見を有する者のうちから、学長が委嘱する。

2 学長は、顧問を委嘱した場合は、教育研究評議会、経営協議会及び役員会に報告するものとする。

（任期）

第4条 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

（報酬等）

第5条 顧問に対し、必要な報酬等を支給する。

2 報酬の額は、日額35,000円とする。

（事務）

第6条 顧問に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、令和5年11月1日から施行する。
2. なお、この規程施行後最初の任期については、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

令和5年10月20日
総務課

人事・給与関係規則等の一部改正について（案）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、国においては、感染症拡大防止と社会経済活動の維持との両立を図る観点から対応方針の見直しが行われるとともに、在宅勤務など働き方の多様化が加速しています。

本学においては、新型コロナウイルス感染症患者等に係る業務の危険性や困難性その他特殊性を踏まえ、当該業務従事者に対する特例の手当を導入したほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした在宅勤務の導入を行いました。現行の在宅勤務制度は、仕事と育児又は介護との両立支援の充実を図る措置へと適用拡大し、①育児、②介護、③新型インフルエンザ等により出勤しないことが適切であると認められる者のいずれかに該当する職員を対象としています。

令和5年5月以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行した後も、特例手当の支給と感染症対策のための在宅勤務の実施は直ちに廃止とせず、経過措置として運用を継続していましたが、本学の特色ある教育・研究活動の遂行のためには対面でのコミュニケーションに重点を置いた業務が不可欠であること、職員の心身の健康を維持するために長時間労働を助長しないよう在宅勤務を適正に実施する必要があることを踏まえ、コロナ禍に導入した制度が現在の社会状況に適したものであるかどうかの見直しを行う時期に差し掛かっています。

つきましては、5類感染症への移行から半年が経過する令和5年11月から、以下のとおり人事・給与関係規則等の改正を行うこととします。

2. 概要

(1) 特例手当支給の終了

区分	現行	改正後
・新型コロナウイルス感染症患者等の身体への接触を伴わない業務	・1日につき手当額 <u>3,000円</u> を支給	・ <u>支給なし</u>
・新型コロナウイルス感染症患者等の身体への接触を伴う業務	・1日につき手当額 <u>4,000円</u> を支給	・ <u>支給なし</u>

(2) 在宅勤務対象者の見直し

区分	現行	改正後
教育職員・事務職員 技術職員・医療職員 契約職員	①小学校6年生までの子の養育	①小学校6年生までの子の養育
	②要介護者の介護	②要介護者の介護
	③ <u>新型コロナウイルス等への対策</u>	③ <u>その他、出勤しないことが適切であると認められる者</u>

➤事務手続きの適正化のため、申請時に以下の点を確認します。

- ・その他、出勤しないことが適切であると認められる者に該当する理由
- ・事前に所属長の了解を得ていること

3. 制定・改正規程

- (1) 「国立大学法人筑波技術大学職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の手当の特例に関する規程」を廃止する規程（制定）
- (2) 職員の在宅勤務に関する規程（一部改正）

4. 施行日

令和5年11月1日

5. 今後のスケジュール

- ・令和5年10月中旬 過半数代表者へ説明
- ・令和5年10月20日 部局長会議（協議）
- ・令和5年10月27日 教育研究評議会（審議）
- ・令和5年10月31日 経営協議会（審議）・役員会（審議）
- ・令和5年11月上旬 土浦労働基準監督署へ届け出

「国立大学法人筑波技術大学職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の手当の特例に関する規程」を廃止する規程の制定について（案）

1. 制定趣旨

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後の社会状況等を勘案し、新型コロナウイルス感染症に感染した者若しくは感染の疑いのある者に係る業務に従事した場合の手当の支給に関する特例を廃止する。

2. 制定内容

新型コロナウイルス感染症手当に関する規程は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失うものと規定されているが、現在の社会状況等を踏まえて令和 5 年 10 月 31 日限り効力を失うものとする。

3. 施行日

令和 5 年 11 月 1 日

4. 制定規程案

別紙のとおり

○「国立大学法人筑波技術大学職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の手当の特例に関する規程」を廃止する規程

〔令和5年 月 日〕
規程第 号

「国立大学法人筑波技術大学職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の手当の特例に関する規程」を廃止する規程

第1条 「国立大学法人筑波技術大学職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の手当の特例に関する規程（令和4年6月27日規程第54号）」は廃止する。

附 則

1 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

○国立大学法人筑波技術大学職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の手当の特例に関する規程

〔令和4年6月27日
程 第 5 4 号〕

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）に所属する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に定める新型コロナウイルス感染症に感染した者若しくは感染の疑いのある者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に係る業務に従事した場合、業務の危険性、困難性その他特殊性を踏まえて手当を支給するための特例を定めることを目的とする。

(手当の名称)

第2条 前条の手当の名称は、新型コロナウイルス感染症手当とする。

(支給対象業務)

第3条 新型コロナウイルス感染症手当は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号）第2条及び第23条に掲げる職員が、次の各号に掲げる新型コロナウイルス感染者患者等に係る業務（以下「支給対象業務」という。）に従事した場合に支給する。

- (1) 本学の職員又は学生が新型コロナウイルス感染症患者等である場合の医療支援等に係る業務（次号を除く。）のうち、感染の危険性を伴う業務
- (2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターにおける新型コロナウイルス感染症患者等の受入、診療、看護又は検査等に係る業務のうち、感染の危険性を伴う業務
- (3) その他特に感染の危険性を伴うと学長が認めた業務

(支給額)

第4条 新型コロナウイルス感染症手当の支給額は、支給対象業務に従事した日一日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合は4,000円）とする。

(支給方法)

第5条 新型コロナウイルス感染症手当は、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（平成17年規程第46号。以下「職員給与規程」という。）第2条に定める支給日に、職員給与規程第3条に定める給与の支払に準じて支給する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、この規程の見直しの必要性があると認めるときは、この規程の失効までに適切な措置を講じるものとする。

国立大学法人筑波技術大学職員の在宅勤務に関する規程の 一部改正について（案）

1. 改正趣旨

在宅勤務制度の適正な実施を推進するため、在宅勤務の対象者及び申請手続きに関する所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 在宅勤務の対象者のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する文言を削除し、第1号・第2号以外の理由により申請する場合は、具体的な理由を明記する様式に改正する。(第3条第1項第3号関係、別紙様式関係)
- (2) 申請書に所属長の了解を得ている旨を明記する。(別紙様式関係)

3. 施行日

令和5年11月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学職員の在宅勤務に関する規程新旧対照表（案）

新	旧
(略)	(略)
(対象者)	(対象者)
<p>第3条 在宅勤務の対象者は、職員就業規則第2条に規定する職員であって、次の各号のいずれかに該当する在宅勤務を希望し、かつ、自宅等の執務環境及びセキュリティ環境が適正であり、自宅等での業務が円滑に遂行できると認められる者とする。</p>	<p>第3条 在宅勤務の対象者は、職員就業規則第2条に規定する職員であって、次の各号のいずれかに該当する在宅勤務を希望し、かつ、自宅等の執務環境及びセキュリティ環境が適正であり、自宅等での業務が円滑に遂行できると認められる者とする。</p>
(1) 小学校6年生の課程までに就学する子を養育している者	(1) 小学校6年生の課程までに就学する子を養育している者
(2) 要介護者である家族を介護している者	(2) 要介護者である家族を介護している者
<u>(3) その他、出勤しないことが適切であると認められる者</u>	<u>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置等により、</u>
	<u>出勤しないことが適切であると認められる者</u>
(略)	(略)

新

旧

別紙様式（第3条第3項関係）

在宅勤務申請書

年 月 日

筑波技術大学長 殿

所 属
氏 名

このたび、在宅勤務規程第3条の規定により、所属長の了解を得て下記のとおり在宅勤務を申請します。

記

1. 申請の区分 育児 介護 その他（理由：_____）
2. 申請期間 _____年 月 日から _____年 月 日
毎 日 ・ その他（ _____ ）
3. 通信機器の有無 パソコン ・ その他（ _____ ）
4. 勤務場所 ①区分 自宅・その他（ _____ ）
②上記住所（ _____ ）
5. 連絡先 ①電話番号（ _____ ）
②メールアドレス（ _____ ）
6. 上記2の期間中に実施する主な業務

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

別紙様式（第3条第3項関係）

在宅勤務申請書

年 月 日

筑波技術大学長 殿

所 属
氏 名

このたび、在宅勤務規程第3条の規定により、下記のとおり在宅勤務を申請します。

記

1. 申請の区分 育児 介護 新型インフルエンザ等
2. 申請期間 令和 _____年 月 日から 令和 _____年 月 日
毎 日 ・ その他（ _____ ）
3. 通信機器の有無 パソコン ・ その他（ _____ ）
4. 勤務場所 ①区分 自宅・その他（ _____ ）
②上記住所（ _____ ）
5. 連絡先 ①電話番号（ _____ ）
②メールアドレス（ _____ ）
6. 上記2の期間中に実施する主な業務

国立大学法人筑波技術大会計規程の一部改正について（案）

1. 改正理由

国立大学法人会計基準（「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書）（国立大学法人会計基準等検討会議 令和4年2月10日改訂）及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省、日本公認会計士協会 令和5年4月13日最終改訂）が改訂されたことにより、資産見返負債が廃止となったため、国立大学法人筑波技術大会計規程に記されている勘定科目の修正が必要となり、改正を行うものである。

2. 主な改正内容

勘定科目の細分を変更する。【別表（第3条関係）】

3. 施行日

令和5年 月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

4. 新旧対照表

国立大学法人筑波技術大会計規程

国立大学法人筑波技術大会計規程新旧対照表 (案)

新			
(略)			
附 則			
この規程は、令和5年 月 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大会計規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。			
別表 (第3条関係)			
勘定科目			
区分	小区分	科目	細分
(資産の部)			
固定資産			
	有形固定資産		
		土地	
		土地減損損失累計額	
		建物	
		建物減価償却累計額	
		建物減損損失累計額	
		構築物	
		構築物減価償却累計額	
		構築物減損損失累計額	
		機械装置	
		機械装置減価償却累計額	
		機械装置減損損失累計額	
		工具器具備品	
		工具器具備品減価償却累計額	
		工具器具備品減損損失累計額	
		図書	
		美術品・收藏品	
		美術品減損損失累計額	
		車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額	
		車両運搬具減損損失累計額	
		建設仮勘定	
		その他	
	無形固定資産		
		特許権	
		借地権	
		商標権	
		実用新案権	
		意匠権	
		ソフトウェア	
		電話加入権	
		その他	

旧			
(略)			
別表 (第3条関係)			
勘定科目			
区分	小区分	科目	細分
(資産の部)			
固定資産			
	有形固定資産		
		土地	
		土地減損損失累計額	
		建物	
		建物減価償却累計額	
		建物減損損失累計額	
		構築物	
		構築物減価償却累計額	
		構築物減損損失累計額	
		機械装置	
		機械装置減価償却累計額	
		機械装置減損損失累計額	
		工具器具備品	
		工具器具備品減価償却累計額	
		工具器具備品減損損失累計額	
		図書	
		美術品・收藏品	
		美術品減損損失累計額	
		車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額	
		車両運搬具減損損失累計額	
		建設仮勘定	
		その他	
	無形固定資産		
		特許権	
		借地権	
		商標権	
		実用新案権	
		意匠権	
		ソフトウェア	
		電話加入権	
		その他	

	投資その他の資産		
		投資有価証券	
		関係会社株式	
		減価償却引当特定資産	
		国立大学法人等償還引当特定資産	
		長期貸付金	
		関係法人長期貸付金	
		長期前払費用	
		未収財源措置予定額	
		敷金保証金	
		その他	
流動資産			
	現金及び預金		
		現金	
		預金	
	未収学生納付金収入		
	徴収不能引当金		
	未収附属診療所収入		
	徴収不能引当金		
	未収外部資金収入		
	その他の未収入金		
	受取手形		
	貸倒引当金		
	契約資産		
	貸倒引当金		
	有価証券		
	一年以内償還予定国立大学法人等償還引当特定資産		
	たな卸資産		
	医薬品及び診療材料		
	前渡金		
	前払費用		
	未収収益		
	仮払金		
	立替金		
	その他流動資産		
(負債の部)			
固定負債			
	(削除)		
			(削除)
			(削除)
			(削除)
			(削除)
			(削除)
			(削除)
			(削除)

	投資その他の資産		
		投資有価証券	
		関係会社株式	
		減価償却引当特定資産	
		国立大学法人等償還引当特定資産	
		長期貸付金	
		関係法人長期貸付金	
		長期前払費用	
		未収財源措置予定額	
		敷金保証金	
		その他	
流動資産			
	現金及び預金		
		現金	
		預金	
	未収学生納付金収入		
	徴収不能引当金		
	未収附属診療所収入		
	徴収不能引当金		
	未収外部資金収入		
	その他の未収入金		
	受取手形		
	貸倒引当金		
	契約資産		
	貸倒引当金		
	有価証券		
	一年以内償還予定国立大学法人等償還引当特定資産		
	たな卸資産		
	医薬品及び診療材料		
	前渡金		
	前払費用		
	未収収益		
	仮払金		
	立替金		
	その他流動資産		
(負債の部)			
固定負債			
	資産見返負債		
			資産見返運営費交付金等
			資産見返補助金等
			資産見返寄付金
			建設仮勘定見返運営費
			交付金
			建設仮勘定見返施設費
			建設仮勘定見返補助金等

	長期繰延補助金等		
	長期寄附金債務		
	長期前受受託研究費		
	長期前受共同研究費		
	長期前受受託事業費		
	長期前受共同事業費		
	大学改革支援・学位授与機構債務負担金		
	その他長期借入金		
	国立大学法人等債		
	債権発行差額		
	引当金		
			退職給付引当金
			追加退職給付引当金
			その他
	長期資産除去債務		
	長期未払金		
	その他固定負債		
流動負債			
	運営費交付金債務		
	授業料債務		
	預り施設費		
	預り補助金等		
	寄附金債務		
	前受受託研究費		
	前受共同研究費		
	前受受託事業費		
	前受共同事業費		
	前受金		
	預り金		
	短期借入金		
	一年以内返済予定長期借入金		
	一年以内償還予定国立大学法人等債		
	債券発行差額		
	未払金		
	契約負債		
	前受収益		
	未払費用		
	未払消費税等		
	引当金		
	短期資産除去債務		
	仮受金		
	その他流動負債		

	長期繰延補助金等		
	長期寄附金債務		
	長期前受受託研究費		
	長期前受共同研究費		
	長期前受受託事業費		
	長期前受共同事業費		
	大学改革支援・学位授与機構債務負担金		
	その他長期借入金		
	国立大学法人等債		
	債権発行差額		
	引当金		
			退職給付引当金
			追加退職給付引当金
			その他
	長期資産除去債務		
	長期未払金		
	その他固定負債		
流動負債			
	運営費交付金債務		
	授業料債務		
	預り施設費		
	預り補助金等		
	寄附金債務		
	前受受託研究費		
	前受共同研究費		
	前受受託事業費		
	前受共同事業費		
	前受金		
	預り金		
	短期借入金		
	一年以内返済予定長期借入金		
	一年以内償還予定国立大学法人等債		
	債券発行差額		
	未払金		
	契約負債		
	前受収益		
	未払費用		
	未払消費税等		
	引当金		
	短期資産除去債務		
	仮受金		
	その他流動負債		

(純資産の部)			
資本金			
	政府出資金		
資本剰余金			
	資本剰余金		
	減価償却相当累計額		
	減損損失相当累計額		
	除売却差額相当累計額		
	民間出えん金		
利益剰余金			
(又は繰越欠損金)			
	前中期目標期間繰越積立金		
	(何)積立金		
	積立金		
	当期末処分利益		
	(又は当期末処理損失)		
その他有価証券評価差額金			
(費用の部)			
業務費			
	教育経費		
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			奨学費
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費

(純資産の部)			
資本金			
	政府出資金		
資本剰余金			
	資本剰余金		
	減価償却相当累計額		
	減損損失相当累計額		
	除売却差額相当累計額		
	民間出えん金		
利益剰余金			
(又は繰越欠損金)			
	前中期目標期間繰越積立金		
	(何)積立金		
	積立金		
	当期末処分利益		
	(又は当期末処理損失)		
その他有価証券評価差額金			
(費用の部)			
業務費			
	教育経費		
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			奨学費
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費

	研究経費		
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費
	診療経費		
		材料費	
			医薬品費
			診療材料費
			医療消耗器具備品費
		委託費	
			検査委託費
			寝具委託費
			医事委託費
			清掃委託費
			保守委託費
			その他の委託費
		設備関係費	
			減価償却費
			機器賃借料
			地代家賃
			修繕費
			機器保守料
			機器設備保険料
			車両関係費
		研修費	

	研究経費		
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費
	診療経費		
		材料費	
			医薬品費
			診療材料費
			医療消耗器具備品費
		委託費	
			検査委託費
			寝具委託費
			医事委託費
			清掃委託費
			保守委託費
			その他の委託費
		設備関係費	
			減価償却費
			機器賃借料
			地代家賃
			修繕費
			機器保守料
			機器設備保険料
			車両関係費
		研修費	

		経費	
			消耗品費
			図書資料費
			備品費
			印刷製本費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			福利厚生費
			保守費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			奨学費
			職員被服費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費
	教育研究支援経費		
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費

		経費	
			消耗品費
			図書資料費
			備品費
			印刷製本費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			福利厚生費
			保守費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			奨学費
			職員被服費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費
	教育研究支援経費		
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費

	受託研究費		
	共同研究費		
	受託事業費		
	共同事業費		
	役員人件費		
			報酬
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
	教員人件費		
			給料
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
	職員人件費		
		常勤職員給与	
			給料
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
		非常勤職員給与	
			給料
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
一般管理費			
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課

	受託研究費		
	共同研究費		
	受託事業費		
	共同事業費		
	役員人件費		
			報酬
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
	教員人件費		
			給料
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
	職員人件費		
		常勤職員給与	
			給料
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
		非常勤職員給与	
			給料
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			法定福利費
一般管理費			
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書資料費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課

			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費
財務費用			
	支払利息		
	その他		
雑損			
(収益の部)			
経常収益			
	運営費交付金収益		
	授業料収益		
	入学金収益		
	検定料収益		
	附属診療所収益		
	受託研究収益		
	共同研究収益		
	受託事業収益		
	共同事業収益		
	寄付金収益		
	施設費収益		
	補助金等収益		
	財務収益		
		受取利息	
		有価証券利息	
		その他	
	雑益		
		財産貸付料収入	
		物品受贈益	
		その他	
経常利益			
臨時損失			
	固定資産除却損		
	減損損失		
	災害損失		
	その他		
臨時利益			
	固定資産売却益		
	(何)引当金戻入益		
	その他		
当期純利益			
目的積立金取崩額			
当期総利益			

(略)

			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			交際費
			雑費
財務費用			
	支払利息		
	その他		
雑損			
(収益の部)			
経常収益			
	運営費交付金収益		
	授業料収益		
	入学金収益		
	検定料収益		
	附属診療所収益		
	受託研究収益		
	共同研究収益		
	受託事業収益		
	共同事業収益		
	寄付金収益		
	施設費収益		
	補助金等収益		
	財務収益		
		受取利息	
		有価証券利息	
		その他	
	雑益		
		財産貸付料収入	
		物品受贈益	
		その他	
経常利益			
臨時損失			
	固定資産除却損		
	減損損失		
	災害損失		
	その他		
臨時利益			
	固定資産売却益		
	(何)引当金戻入益		
	その他		
当期純利益			
目的積立金取崩額			
当期総利益			

(略)

共生社会創成学部に係る基幹教員予定者一覧

No.	氏名	所属	職位	専門分野	担当科目
1	香田泰子	支援センター	副学長 教授	障がい者スポーツ、健康教育学	健康・スポーツA～D
					シーズンスポーツA、B
					障害者スポーツ
					共生社会創成特別研究1、2
2	伊藤和之	支援センター	教授	視覚障害コミュニケーション論	日本語表現法A、B
					障害者の就労と社会
					視覚障害学概論
					障害補償演習1、2
					コミュニケーション演習
共生社会創成特別研究1、2					
3	白澤麻弓	支援センター	教授	情報保障、障害学生支援、手話通訳	手話・点字と障害支援技術
					異文化コミュニケーション
					盲ろう者の理解と支援
					諸外国の障害者と文化・社会・生活
					障害者の特性と理解
					情報保障概論（聴覚障害）
					共生社会創成特別研究1、2
4	小林ゆきの	支援センター	講師	理論言語学、英語教育、英語学	言語学概論
					英語A～D
					実用英語1、2
					諸外国の障害者と文化・社会・生活
					共生社会創成特別研究1、2
5	小林洋子	支援センター	講師	ろう者学（デフスターディーズ）、手話言語教育	ダイバーシティの理解
					諸外国の障害者と文化・社会・生活
					修学基礎
					手話コミュニケーション入門
					日本手話言語基礎
					手話コミュニケーション演習
					アメリカ手話言語1、2
					異文化コミュニケーション
					ろう・難聴者の社会参加
					ライフキャリア
					きこえない人の生活文化
					手話言語学概論
共生社会創成特別研究1、2					
6	磯田恭子	支援センター	助教	情報保障、障害学生支援、ストレスマネジメント	盲ろう者の理解と支援
					セルフアドボカシー演習
					共生社会創成プロジェクト演習B
					共生社会創成特別研究1、2

共生社会創成学部に係る基幹教員予定者一覧

No.	氏名	所属	職位	専門分野	担当科目
7	神村幸蔵	支援センター	助教	英語教育（語彙学習、英文読解）	修学基礎
					言語学概論
					英語A～D
					日本語表現法A、B
					共生社会創成特別研究1、2
8	向後佑香	支援センター	助教	野外教育、障害者スポーツ	修学基礎
					健康・スポーツA～D
					シーズンスポーツA、B
					障害者スポーツ
					共生社会創成特別研究1、2
9	後藤由紀子	支援センター	助教	職業リハビリテーション、障害学生支援	障害者の就労と社会
					聴覚障害と就労
					ライフキャリア
					共生社会創成特別研究1、2
10	嶋 俊樹	支援センター	助教	視覚障害児教育	教育とダイバーシティ
					手話・点字と障害支援技術
					障害補償演習1、2
					共生社会創成特別研究1、2
11	中島亜紀子	支援センター	助教	情報保障、障害学生支援	セルフアドボカシー演習
					共生社会創成プロジェクト演習C
					共生社会創成特別研究1、2
12	萩原彩子	支援センター	助教	情報保障、障害学生支援、舞台手話通訳	諸外国の障害者と文化・社会・生活
					セルフアドボカシー演習
					共生社会創成プロジェクト演習A
					共生社会創成特別研究1、2
13	青木千帆子	学長付	特任助教	情報アクセシビリティ	法制度の仕組みと福祉
					障害社会学
					ダイバーシティの理解
					教育とダイバーシティ
					障害者の特性と理解
					社会福祉学
					盲ろう者の理解と支援
					視覚障害者当事者研究1～3
					共生社会創成特別研究1、2
14	武田直樹	R6.4採用予定	-	サービスラーニング、教育社会学	共生社会演習1、2
					共生社会創成プロジェクト実習A～C
					共生社会創成特別研究1、2

共生社会創成学部に係る基幹教員予定者一覧

No.	氏名	所属	職位	専門分野	担当科目
15	谷 貴幸	産業技術学部	副学長 教授	生産工学、マイクロ加工	プログラミング基礎
					共生社会創成特別研究1、2
16	三好茂樹	支援センター	教授	情報保障工学	プログラミング応用
					情報保障概論（聴覚障害）
					共生社会創成特別研究1、2
17	新井達也	支援センター	教授	数学、情報保障	修学基礎
					数学基礎
					共生社会創成特別研究1、2
18	金堀利洋	支援センター	准教授	情報アクセシビリティ、情報工学、福祉工学	情報基礎1、2
					情報基礎演習1、2
					アクセシブルドキュメント
					共生社会創成特別研究1、2
19	宮城愛美	支援センター	准教授	福祉情報工学、障害学生支援、教育工学	盲ろう者の理解と支援
					視覚障害学概論
					障害補償演習1、2
					ヒューマンインタフェース
					情報アクセシビリティ（視覚障害）
					情報アクセシビリティ演習（視覚障害）
					アクセシブルドキュメント
共生社会創成特別研究1、2					
20	田中 仁	支援センター	講師	実関数論的手法による調和解析	数学基礎
					社会統計学A、B
					手話・点字と障害支援技術
					点字の理論と実際
					障害補償演習1、2
					視覚障害者当事者研究1～3
共生社会創成特別研究1、2					
21	河原正治	保健科学部	准教授	電子計算機工学	情報基礎1、2
					情報基礎演習1、2
					情報社会と情報倫理
					ウェブテクノロジーとセキュリティ
					社会システム評価設計論
					教育支援工学
共生社会創成特別研究1、2					
22	河野純大	産業技術学部	教授	福祉情報工学	共生社会と支援
					情報と社会環境
					情報リテラシー
					情報基礎論A
					情報基礎論・演習B
					社会統計学A
					ヒューマンインタフェース
					支援技術学論
支援技術学演習					
共生社会創成特別研究1、2					

各学年の開講科目(カリキュラム・マップ) 視覚障害コース

青字:両コース共通科目(実施は別)、赤字:共同実施科目、黒字:視覚コースのみの科目

コア科目	1年1学期		1年2学期		2年1学期		2年2学期		3年1学期		3年2学期		4年1学期		4年2学期		単位	必修
DP1 多面的かつ総合的な 思考力	日本語表現法A	必1	日本語表現法B	必1	英語C	選1											7	6
	英語A	必1	英語B	必1														
	修学基礎	必2																
DP2 情報アクセシビリティ に関する知識と課題 の分析力	情報基礎1	必2	情報アクセシビリティ(視覚障害)	必2	プログラミング基礎	必2	プログラミング応用	選2	ヒューマンインターフェース	選2	障害者サポート技法	選2	教育支援工学	選2			27	15
	情報基礎演習1	必1	情報アクセシビリティ演習(視覚障害)	必1					社会システム評価設計論	選2	アクセシブルドキュメント	選2						
	数学基礎	必2	情報基礎2	必2														
	社会統計学A	必2	情報基礎演習2	必1														
DP3 障害と社会の仕組み に関する知識と課題 の分析力			障害社会学	必2	障害者の就労と社会	必2	教育とダイバーシティ	必2	社会福祉学	必2	諸外国の障害者と文化・社会・生活	選2					16	12
					ダイバーシティの理解	必2			共生社会と支援	必2	障害者スポーツ	選1						
											盲ろう者の理解と支援	選1						
DP4 人権に関する知識と自 らの障害理解をもとに した課題の分析力	視覚障害学概論	必2	障害の特性と理解	必2	視覚障害当事者研究1	必2	視覚障害当事者研究2	必2	インターンシップ特別実習	選2	視覚障害当事者研究3	必2					16	14
	点字の理論と実際	必2			コミュニケーション演習	必1			手話・点字と障害支援技術	必1								
DP5 共生社会創成に向け た知識の応用と環境 へのアプローチ							共生社会創成プロジェクト実習A	必2	共生社会演習1	必1	共生社会演習2	必1	共生社会創成特別研究1	必3	共生社会創成特別研究2	必3	14	14
									共生社会創成プロジェクト実習B	必2	共生社会創成プロジェクト実習C	必2						
学期別コア科目単位数		15	12	10	8	14	13	5	3									
(必修単位数)		15	12	9	6	8	5	3										

一般科目	1年1学期		1年2学期		2年1学期		2年2学期		3年1学期		3年2学期		4年1学期		4年2学期		単位	必修
DP1 多面的かつ総合的な 思考力	心理学	選2	言語学概論	選2	哲学	選2	経済学	選2	実用英語1	選1	実用英語2	選1					25	4
	オーラルA	必1	オーラルB	必1	歴史学	選2	英語D	選1										
	中国語1	選1	中国語2	選1	オーラルC	選1	オーラルD	選1										
	健康・スポーツA	必1	健康・スポーツB	必1	健康・スポーツC	選1	健康・スポーツD	選1										
DP2 情報アクセシビリティ に関する知識と課題 の分析力	情報科学概論	必2	社会統計学B	選2	ウェブテクノロジーとセキュリティ	必2	データベース基礎と検索技術	選2	アルゴリズムとデータ構造	選2			データ解析法演習	選1			18	9
	移動支援工学演習	選1	情報と社会環境	選2									アクセシブルモデリング	選2				
DP3 障害と社会の仕組み に関する知識と課題 の分析力	社会学	選2	日本国憲法	選2	情報社会と情報倫理	選2	法律学	選2	異文化コミュニケーション	選2	障害者生活環境論	選2	法制度の仕組みと福祉	選2			16	0
					社会調査論	選2												
DP4 人権に関する知識と自 らの障害理解をもとに した課題の分析力	障害補償演習1	選1	障害補償演習2	選1			視覚障害者社会参加論	必2	環境マネジメント(視覚障害)	選2	業務研究	選2					8	2
DP5 共生社会創成に向け た知識の応用と環境 へのアプローチ																	0	0
学期別一般単位数		11	12	13	12	7	5	7	0	3	7	0						
(必修単位数)		4	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0						
学期別総単位数		26	24	23	20	21	18	12	3	3	7	0						
(合計必修単位数)		19	14	11	8	8	5	3	3	3	0	0						
		1年合計		50		2年合計		43		3年合計		39		4年合計		15		147
		(1年必修合計)		33		(2年必修合計)		19		(3年必修合計)		13		(4年必修合計)		6		71

各学年の開講科目(カリキュラム・マップ) 聴覚障害コース
青字:両コース共通科目(実施は別)、赤字:共同実施科目、黒字:聴覚コースのみの科目

コア科目	1年1学期	1年2学期	2年1学期	2年2学期	3年1学期	3年2学期	4年1学期	4年2学期	単位	必修						
DP1 多面的かつ総合的な 思考力	修学基礎	必 2	日本語言語基礎	選 2	英語C	必 2										
	英語A	必 2	英語B	必 2												
	手話コミュニケーション入門	選 2	日本語表現法B	必 2												
	日本語表現法A	必 2														
DP2 情報アクセシビリティ に関する知識と課題の 分析力	情報リテラシー	必 2		情報基礎論A	必 2	情報基礎論・演習B	必 3	社会システム評価設計論	選 2	ヒューマンインターフェース	選 2	教育支援工学	選 2			
	数学基礎	必 2		支援技術学論A	必 2	プログラミング応用	選 2									
	社会統計学A	必 2		支援技術学演習	必 1											
DP3 障害と社会の仕組みに 関する知識と課題の分 析力			障害社会学	必 2	ダイバーシティの理解	必 2	教育とダイバーシティ	必 2	社会福祉学	必 2	諸外国の障害者と文化・社会・生活	選 2				
							障害者の就労と社会	必 2	共生社会と支援	必 2	盲ろう者の理解と支援	選 1				
							支援技術学論B	必 2			障害者スポーツ	選 1				
							支援技術学論演習	必 1								
DP4 人権に関する知識と自 らの障害理解をもとに した課題の分析力	情報保障概論(聴覚障害)	必 2	障害の特性と理解	必 2	ろう・難聴者の社会参加	必 2	セルフアドボカシー演習	必 1	手話・点字と障害支援技術	必 1	聴覚障害と就労	選 2				
							きこえない人の生活文化	選 2	インターンシップ特別実習	選 2						
									ライフキャリア	選 2						
DP5 共生社会創成に向けた 知識の応用と環境への アプローチ							共生社会創成プロジェクト実習A	必 2	共生社会演習1	必 1	共生社会創成プロジェクト実習C	必 2	共生社会創成特別研究1	必 3	共生社会創成特別研究2	必 3
									共生社会創成プロジェクト実習B	必 2	共生社会演習2	必 1				
学期別コア科目単位数 (必修単位数)	16 16	10 8	13 11	17 10	14 7	11 4	5 3	3 3								

一般科目	1年1学期	1年2学期	2年1学期	2年2学期	3年1学期	3年2学期	4年1学期	4年2学期	単位	必修				
DP1 多面的かつ総合的な 思考力	心理学	選 2	言語学概論	選 2	哲学	選 2	経済学	選 2	実用英語1	選 1	実用英語2	選 1		
	アメリカ手話言語1	選 1	アメリカ手話言語2	選 1	歴史学	選 2	英語D	選 2						
	健康・スポーツA	必 1	健康・スポーツB	必 1	健康・スポーツC	選 1	健康・スポーツD	選 1						
					シーズンスポーツA	選 1	シーズンスポーツB	選 1						
DP2 情報アクセシビリティ に関する知識と課題の 分析力	情報科学概論	必 2	情報と社会環境	選 2	ウェブテクノロジーとセキュリティ	必 2	データベース基礎と検索技術	選 2	アルゴリズムとデータ構造	選 2	Webデザイン論	選 2	デジタル画像処理	選 2
			社会統計学B	選 2	情報数理	選 2			情報保障技術学	選 2	Webデザイン演習	選 1	データ解析法演習	選 1
									情報保障技術演習	選 1				
DP3 障害と社会の仕組みに 関する知識と課題の分 析力	社会学	選 2	日本国憲法	選 2	情報社会と情報倫理	選 2	法律学	選 2	異文化コミュニケーション	選 2	障害者生活環境論	選 2	法制度の仕組みと福祉	選 2
							社会調査論	選 2						
DP4 人権に関する知識と自 らの障害理解をもとに した課題の分析力			手話コミュニケーション演習	選 1	日本語社会とコミュニケーション	選 2	聴覚科学	必 2			手話言語学概論	選 2		
DP5 共生社会創成に向けた 知識の応用と環境への アプローチ														
学期別一般単位数 (必修単位数)	8 3	11 1	14 2	14 2	8 0	8 0	5 0	0 0						
学期別総単位数 (合計必修単位数)	24 19	21 9	27 13	31 12	22 7	19 4	10 3	3 3						
		1年合計 (1年必修合計)	45 28	2年合計 (2年必修合計)	58 25	3年合計 (3年必修合計)	41 11	4年合計 (4年必修合計)	13 6	157 70				

共生社会創成学部 設置審査資料（設置の趣旨等を記載した書類）の進捗状況

No	項目	進捗	7月	9月	10月	11月	12月
1	設置の趣旨及び必要性	作成済（事務相談待ち）	7月事務相談		10月事務相談		
2	学部・学科等の特色	作成済（事務相談待ち）			10月事務相談		
3	学部・学科等の名称及び学位の名称	文科省確認済		9月事務相談			
4	教育課程の編成の考え方及び特色	作成済（事務相談待ち）			10月事務相談		
5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	文科省確認済	7月事務相談	9月事務相談			
6	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	作成済（事務相談待ち）			10月事務相談		
7	編入学定員を設定する場合の具体的計画						
8	昼夜開講制を実施する場合の具体的計画						
9	実習の具体的計画	作成中				11月事務相談	
10	企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	作成中				11月事務相談	
11	通信教育を実施する場合の具体的計画						
12	取得可能な資格	作成中				11月事務相談	
13	入学者選抜の概要	作成中				11月事務相談	
14	教員組織の編製の考え方及び特色	作成中				11月事務相談	
15	施設、設備等の整備計画	作成済（事務相談待ち）					12月事務相談
16	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	作成済（事務相談待ち）					12月事務相談
17	社会人を対象とした大学教育の一部を校舎以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合の具体的計画						
18	管理運営	作成済（事務相談待ち）					12月事務相談
19	自己点検・評価	作成済（事務相談待ち）					12月事務相談
20	情報の公表	作成済（事務相談待ち）					12月事務相談
21	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	作成済（事務相談待ち）					12月事務相談
22	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	作成中				11月事務相談	

5 文科高第 6 1 1 号
令和 5 年 8 月 3 1 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

文 部 科 学 大 臣
永 岡 桂 子

令和 4 事業年度財務諸表の承認について（通知）

令和 5 年 6 月 26 日 付け 筑技大財発第 3 1 号 をもって 提出 を受けた 財務諸表 に
ついて、国立大学法人法第 3 5 条において読み替えて準用する独立行政法人通
則法第 3 8 条第 1 項により、承認する。

【本件担当】

高等教育局国立大学法人支援課財務分析係

Tel:03-6734-3342

研究振興局大学研究基盤整備課評価・調査分析係

Tel:03-6734-4301



筑技大財発第31号
令和5年6月26日

文部科学大臣 殿

国立大学法人筑波技術大学
学長 石原 保志

令和4事業年度財務諸表等の提出について

このことについて、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第1項及び第2項に基づき下記のとおり提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

財務諸表
附属明細書
事業報告書
決算報告書
独立監査人の監査報告書
監事の監査報告書